

令和7年度版

宮崎県男女共同参画の現状と施策

男女とも^{きら}煌めいてこそ明るい社会



宮 崎 県

はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本県では、男女共同参画社会基本法等の趣旨を踏まえ、平成14年3月に「みやざき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年3月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

その後、「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）（平成19年3月策定）」、「第2次みやざき男女共同参画プラン（平成24年3月策定）」、「第3次みやざき男女共同参画プラン（平成29年3月策定）」を経て、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

当プランでは、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえて、施策の全体的な枠組みやその方向性と具体的施策を示すほか、数値目標も掲げています。

本書は、宮崎県男女共同参画推進条例第19条に基づき、みやざき男女共同参画プランに基づく施策の推進状況に関する報告書として作成するものです。

目 次

第 1 章 宮崎県の男女共同参画の現状

- 1 男女共同参画をめぐる社会の状況 ----- 1
- 2 女性の活躍に関する状況 ----- 9
- 3 男女共同参画に関する県民意識 ----- 18

第 2 章 宮崎県の男女共同参画施策のあらまし

- 1 第 4 次みやざき男女共同参画プランの基本理念----- 24
- 2 プランが目指す男女共同参画社会の姿 ----- 24
- 3 重点を置く視点と指標 ----- 25
- 4 推進体制 ----- 26
- 5 プランの体系 ----- 27

第 3 章 県における男女共同参画の取組

- 1 主な男女共同参画施策 ----- 28
- 2 第 4 次みやざき男女共同参画プランが目指す数値目標の進捗状況 ----- 51

第 4 章 市町村における男女共同参画施策の取組状況

- 1 各市町村の取組状況 ----- 53
- 2 各市町村の男女共同参画担当窓口 ----- 54

参考資料

- I 第 4 次みやざき男女共同参画プランが目指す数値目標に係る統計資料-- 55
- II 男女共同参画に関する国内外の動き----- 65
- III 男女共同参画関連用語解説 ----- 70
- IV 関係法令
 - (1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 ----- 74
 - (2) 男女共同参画社会基本法 ----- 82
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ----- 87
 - (4) 宮崎県男女共同参画推進条例 ----- 97

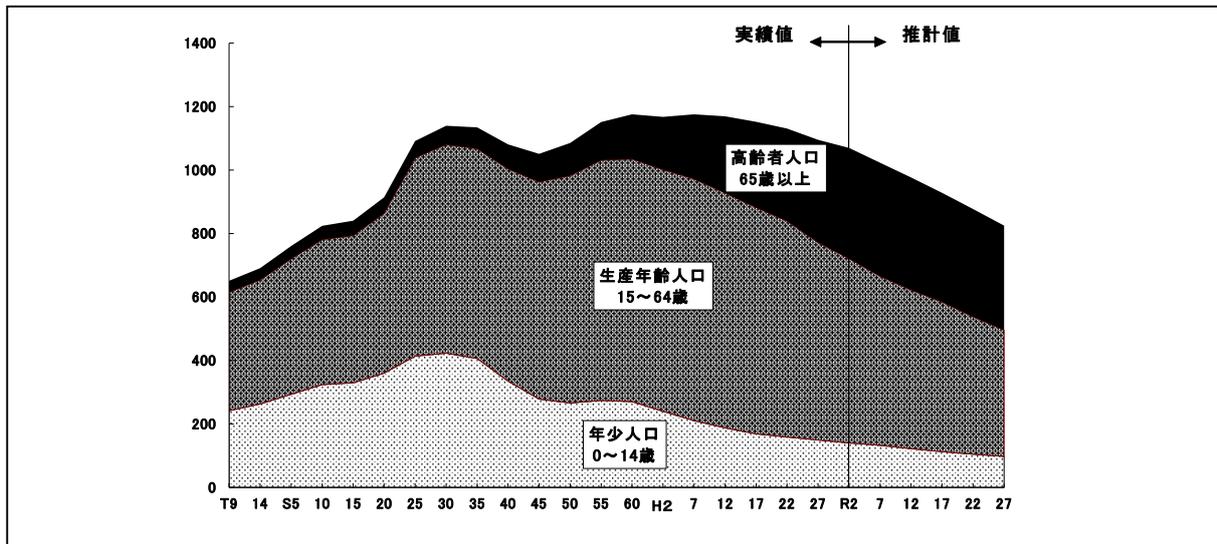
第1章 宮崎県の男女共同参画の現状

1 男女共同参画をめぐる社会の状況

(1) 人口減少、少子高齢化

- 本県の人口は、平成8年（117万7千人）をピークに、減少傾向にあります。また、65歳以上人口は、昭和40年の7万7千人から令和2年には34万9千人と約4倍に増加しており、全国より早く高齢化が進んでいます。

■図表1 年齢3区分別人口の推移（実数）（宮崎県）

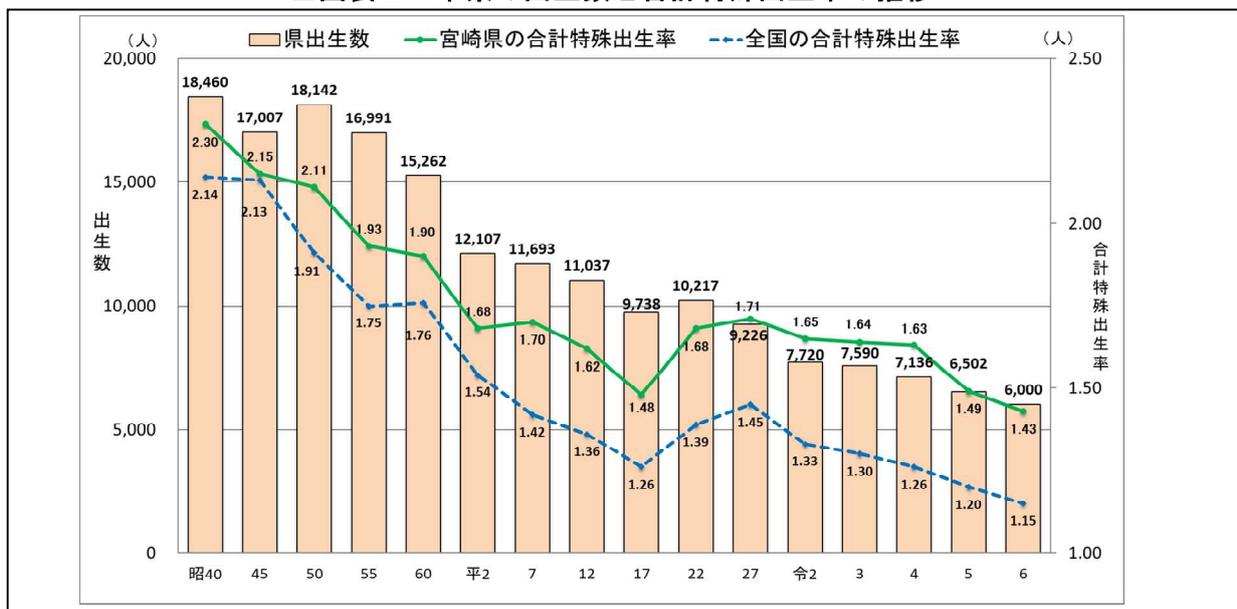


資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。ただし、昭和20年は「人口調査」。

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」。

- 出生数は、平成24年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率は、全国的に見て高い水準にあるものの、人口維持に必要とされる水準（2.07）には達していません。

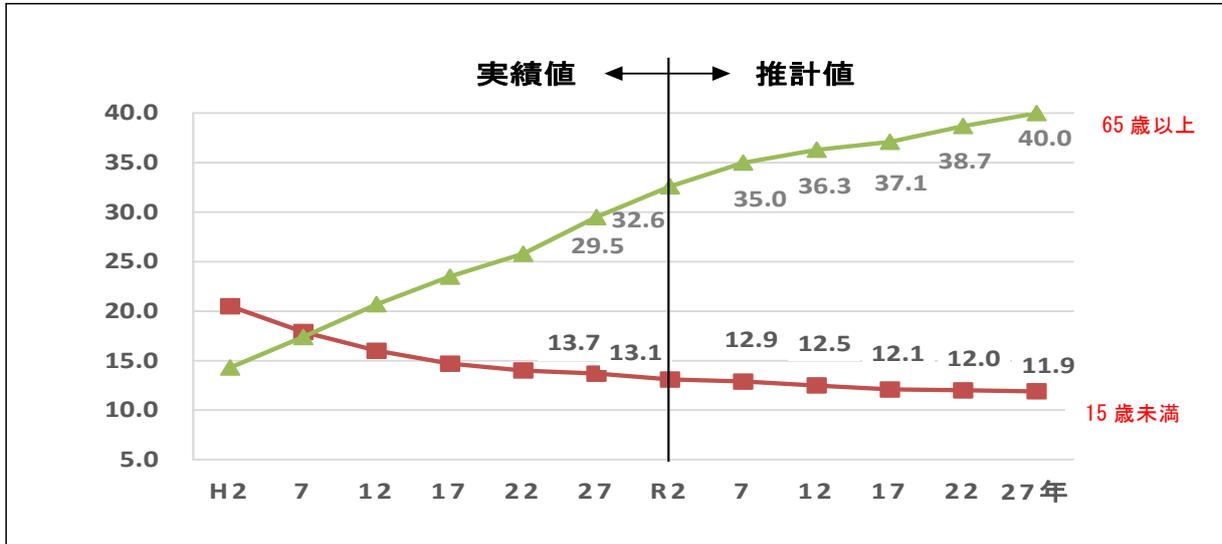
■図表2 本県の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 平成8年以降は、65歳以上人口の割合が15歳未満人口の割合を上回る状況となっており、少子高齢化の進行が顕著です。

■図表3 宮崎県の15歳未満・65歳以上人口の推移（割合）（宮崎県）



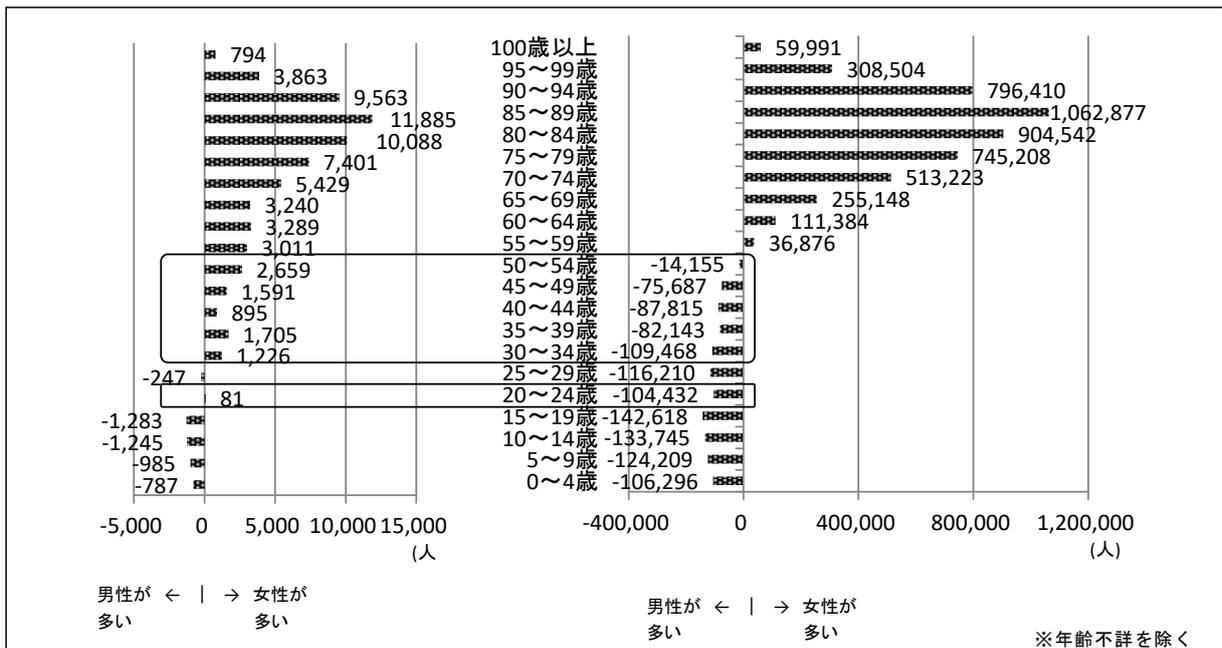
資料：令和2年までは総務省「国勢調査」

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」

- 男女の人口を比較すると、20歳～24歳、30歳～54歳について、全国では男性の人口が女性の人口を上回っていますが、本県では女性が上回っています。

また、本県の人口性比（女性100人に対する男性の数）は89.4であり、全国と比較して女性の割合が大変多くなっています（全国94.7）。

■図表4-1 宮崎県の人口（女性-男性） ■図表4-2 全国の人口（女性-男性）



資料：総務省「令和2年国勢調査」

【参考】宮崎県人口の推移

年次				増減率(%)	人口性比(%)
	総数(人)	女性(人)	男性(人)		男性人口/女性人口×100
昭和 45 年	1,051,105	553,040	498,065	-2.74	90.1
50 年	1,085,055	569,819	515,236	3.23	90.4
55 年	1,151,587	601,380	550,207	6.13	91.5
60 年	1,175,543	617,188	558,355	2.08	90.5
平成 2 年	1,168,907	617,383	551,524	-0.56	89.3
7 年	1,175,819	619,574	556,245	0.59	89.8
12 年	1,170,007	617,847	552,160	-0.49	89.4
17 年	1,153,042	610,929	542,113	-1.45	88.7
22 年	1,135,233	602,198	533,035	-1.54	88.5
27 年	1,104,069	584,827	519,242	-2.75	88.8
令和 2 年	1,069,576	564,813	504,763	-3.12	89.4

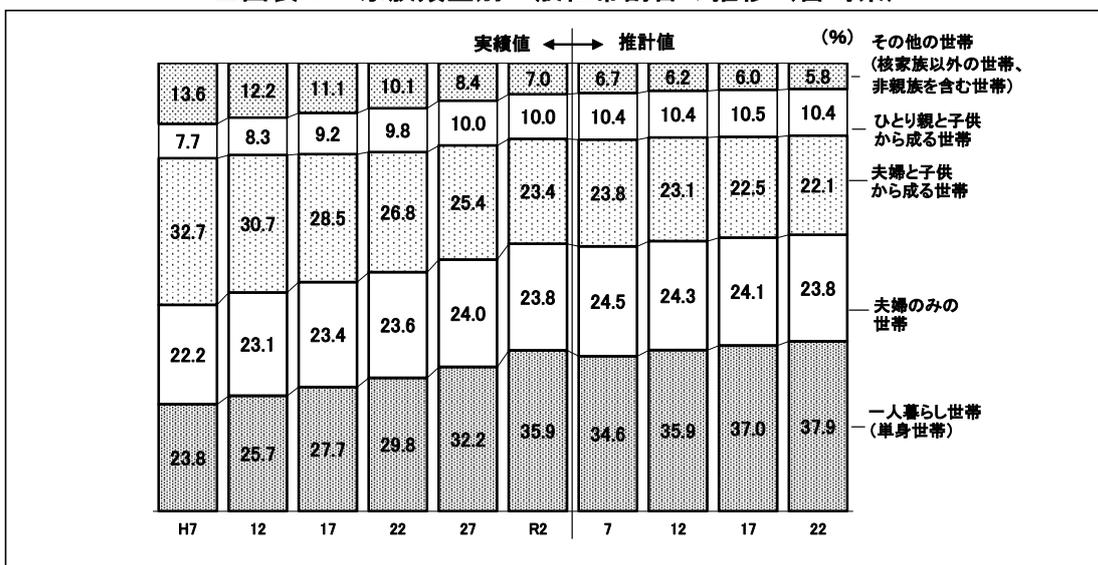
資料：総務省「国勢調査」

(2) 家族形態の変化

- 1世帯当たりの人員は減り続けており、単身世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。

なお、ひとり親世帯の約9割が母子世帯です。

■図表5 家族類型別一般世帯割合の推移（宮崎県）



※ 各年10月1日現在の数値。平成17年以前の数値は、新分類区分による遡及集計結果による。

※ 家族類型の割合（「総数」を除く）については、分母に家族類型「不詳」を含まない数値で算出。

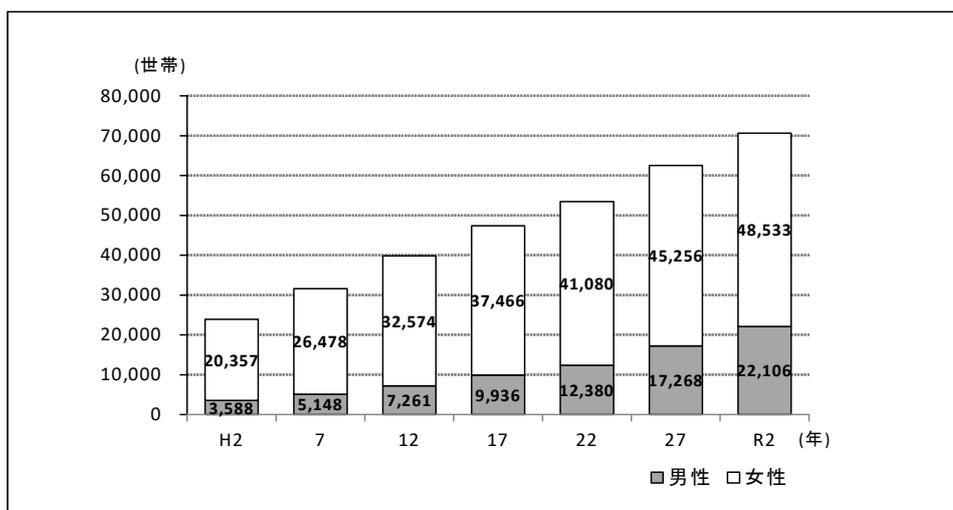
※ 平成22年から世帯の家族類型「不詳」を含む。

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（令和元年推計）。

- 65歳以上の単身世帯が増加しており、女性が約7割を占めています。

■図表6 65歳以上単身世帯数（宮崎県）

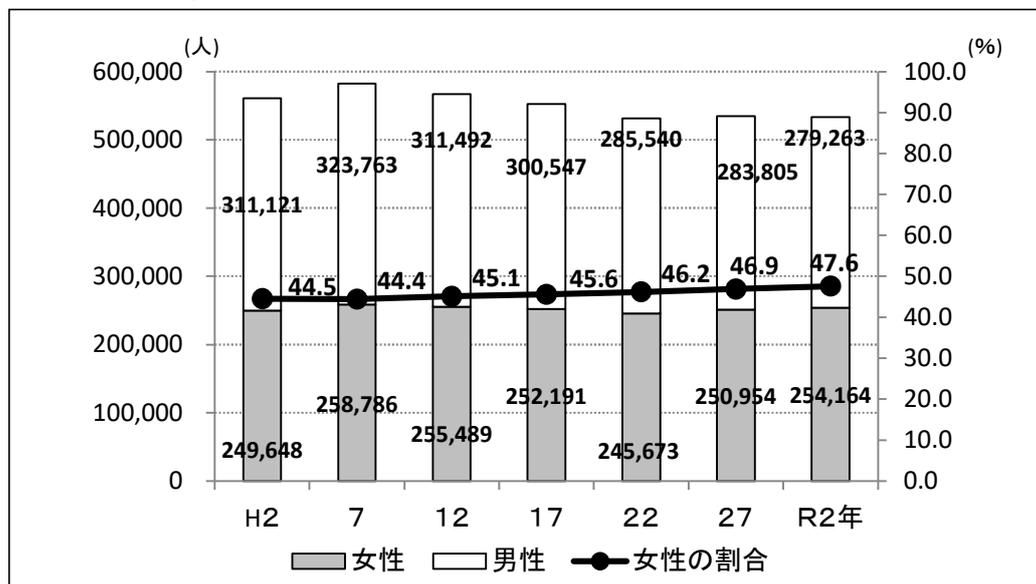


資料：総務省「国勢調査」

(3) 雇用・労働情勢

- 就業者に占める女性の割合は、半数程度となっています。

■図表7 就業者数、就業者に占める女性の割合（宮崎県）



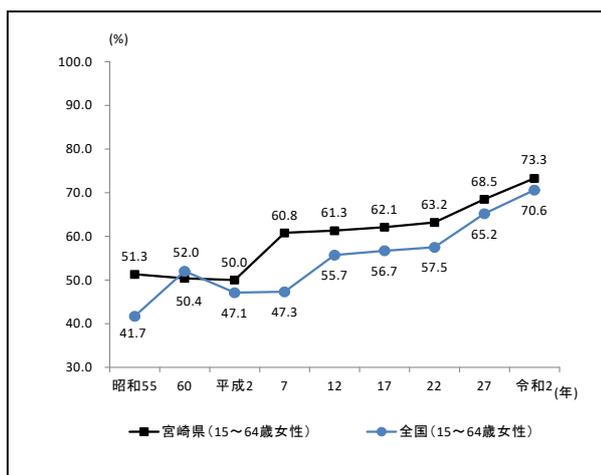
※平成 27 年及び令和 2 年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」

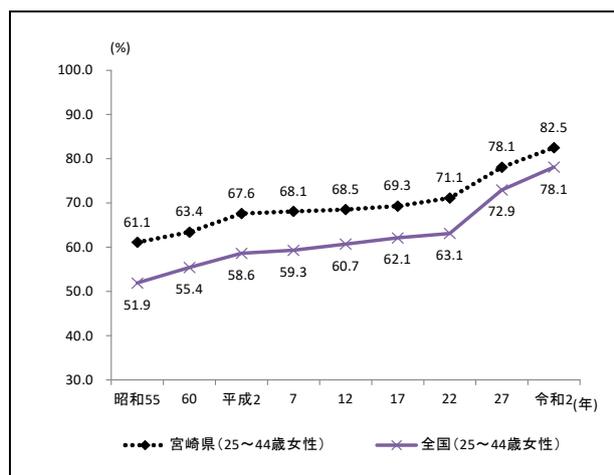
- 生産年齢人口（15～64 歳）の女性の就業率は増加傾向にあり、特に子育て世代にあたる 25～44 歳の就業率は全国平均を上回っています。

■図表8 就業率の推移

【15～64 歳女性の就業率】



【25～44 歳女性の就業率】

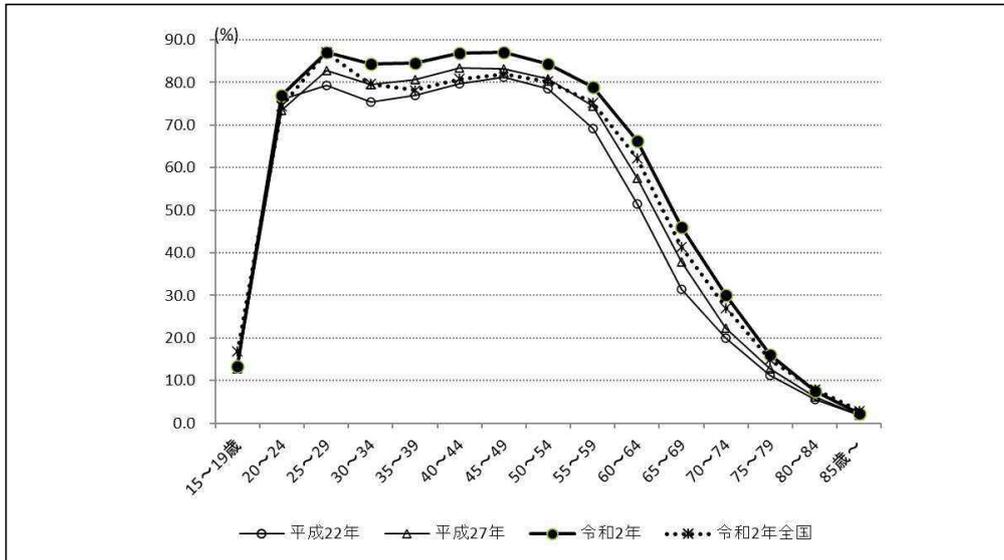


※平成 27 年及び令和 2 年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」

- 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。
M字カーブの底は、年々浅くなっており、また、全国と比較しても、本県はM字カーブの底が浅い傾向にあります。

■図表9 女性の年齢階級別労働力率（宮崎県）

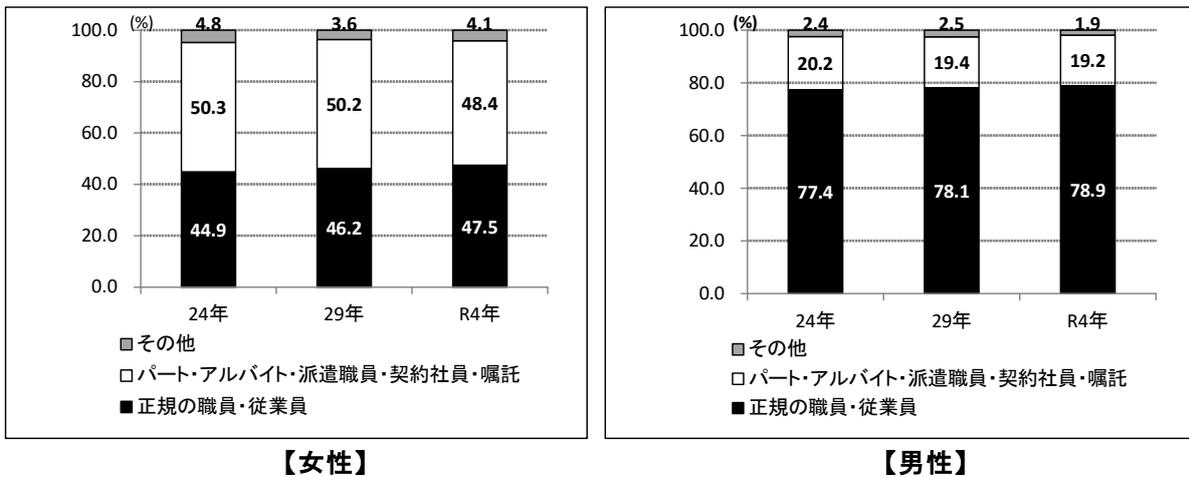


※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」

- パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、男性が約2割であるのに対し、女性は約5割で推移しており、男女間の格差が生じています。

■図表10 雇用者（会社などの役員を除く）の雇用形態（宮崎県）

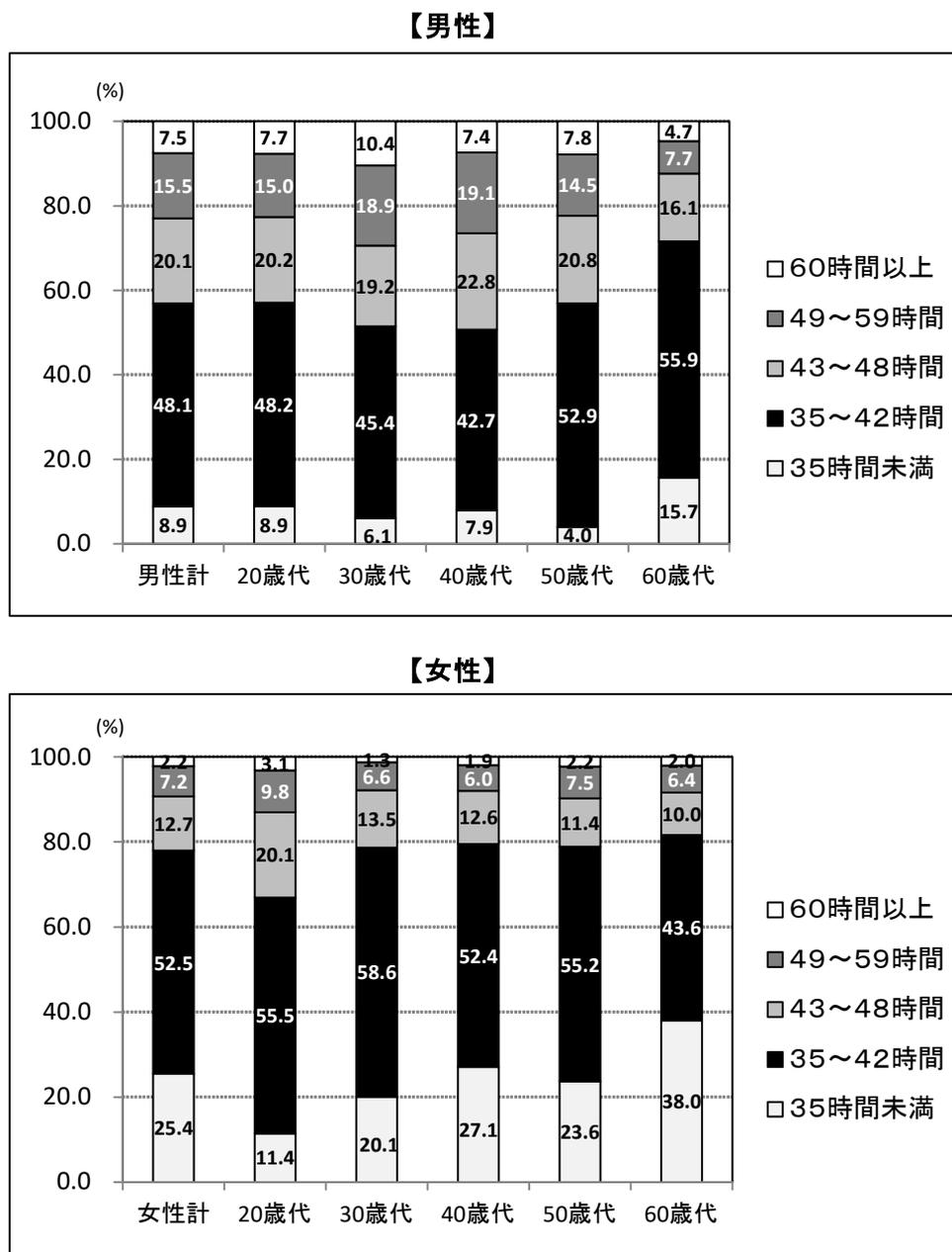


資料：総務省「就業構造基本調査」

- 1週間の就業時間が60時間以上の人の割合は、男性では7.5%、女性では2.2%であり、女性より男性の長時間労働が多くなっています。

特に、男性の1週間の就業時間を年代別に見ると、30歳代で週60時間以上働いている人が多いことが分かります。

■ 図表 1 1 年齢階級別 1 週間の就業時間（宮崎県）

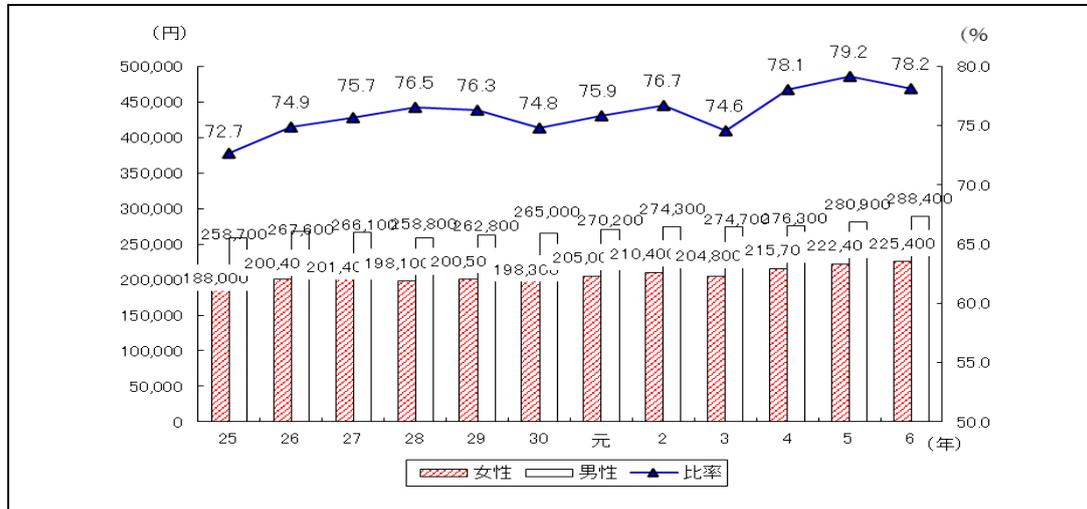


※ 年間就業日数 200 日以上の雇用者

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

- 男女間の賃金格差は徐々に縮まっているものの、女性の給与水準は男性の約8割という状況にあります。本県においても令和6年で78.2%と、男女間の賃金格差が生じています。

■図表12-1 男女の賃金（所定内給与額）の比較（宮崎県）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

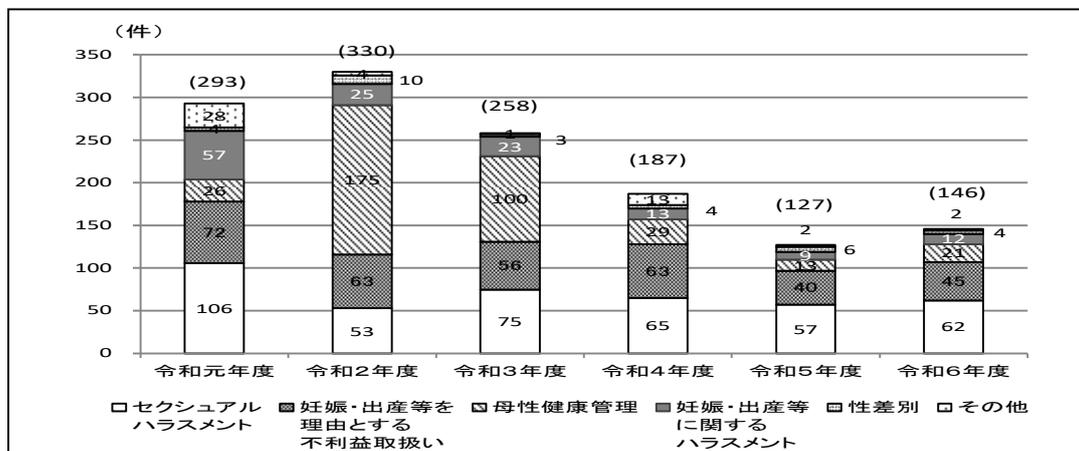
■図表12-2 男女の賃金（所定内給与額） 全国との比較（令和6年）

	宮崎県	全国
女性 (A)	225.4千円	275.3千円
男性 (B)	288.4千円	363.1千円
比率 (A)／(B)	78.2%	75.8%

資料：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

- 令和6年度に宮崎労働局雇用環境・均等室が受け付けた男女雇用機会均等法に係る相談件数は、146件で、セクシュアルハラスメントに関するものが最多となっています。

■図表13 宮崎労働局雇用環境・均等室への相談状況



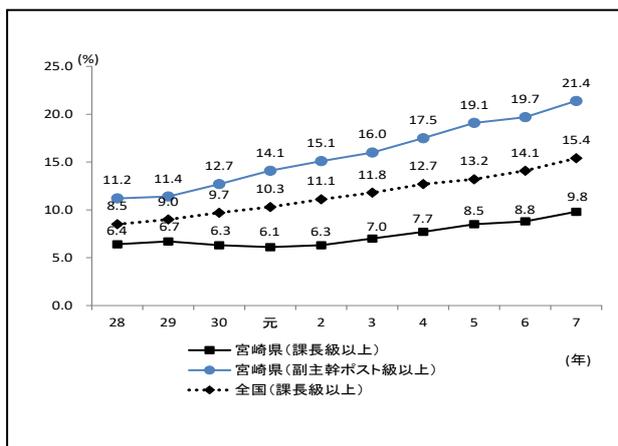
資料：宮崎労働局雇用環境・均等室

2 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本県における県職員の管理職、議会議員などについては、緩やかな上昇傾向にはあるものの、全国平均を下回って推移しており、県の審議会等委員に占める女性割合は、国の平均をわずかに上回る値で推移しているものの、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。

■ 図表 1 4 - 1 県職員の管理職に占める女性割合



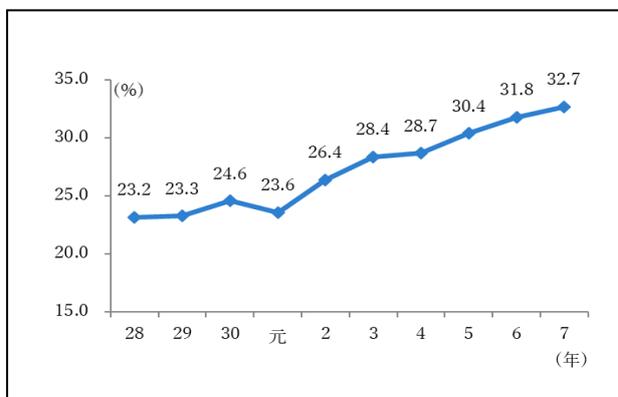
※各年4月1日現在

※「副主幹ポスト級以上」は、知事部局のみ。

※「課長級以上」には、知事部局のほか、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局、企業局、警察本部を含む。

資料：県生活・協働・男女参画課

■ 図表 1 4 - 2 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性割合

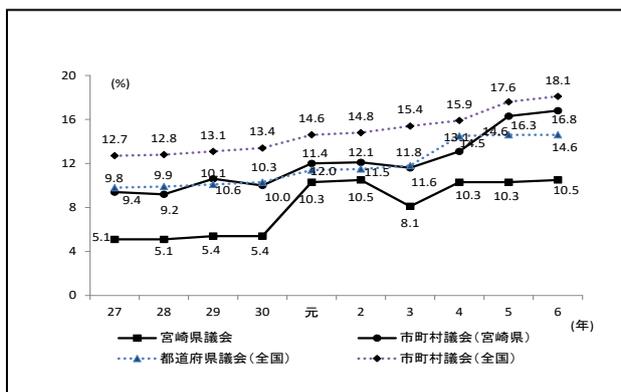


※各年5月1日現在

※主要なポスト職：教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

資料：県生活・協働・男女参画課

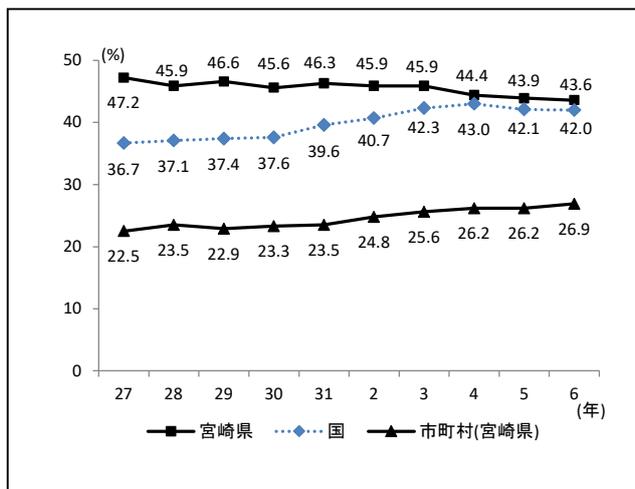
■ 図表 1 4 - 3 議会議員に占める女性割合



※各年12月末日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

■図表 1 4 - 4 審議会委員に占める女性割合



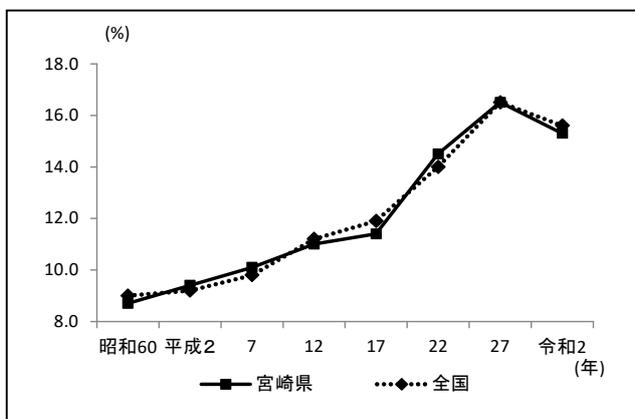
※国は各年 9 月 30 日現在

県は各年 3 月 31 日現在

市町村は各年 4 月 1 日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

■図表 1 4 - 5 管理的職業従事者に占める女性割合



※平成 27 年及び令和 2 年は不詳補完値による。

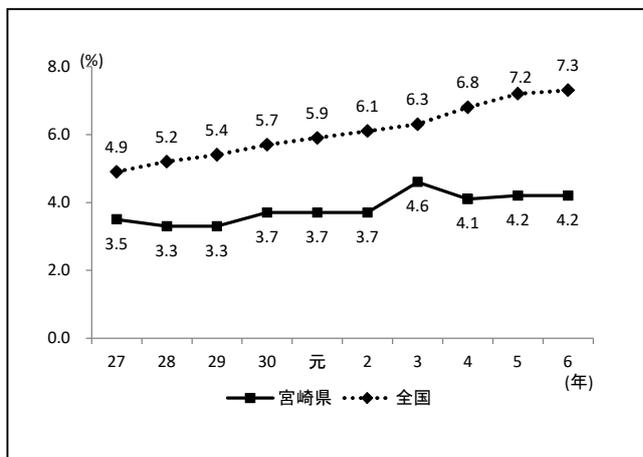
※各年 10 月 1 日現在

※「管理的職業従事者」とは、会社役員、
会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：総務省「国勢調査」

	昭和60	平成2	7	12	17	22	27	令和2
宮崎県	8.7	9.4	10.1	11.0	11.4	14.5	16.5	15.3
全国	9.0	9.2	9.8	11.2	11.9	14.0	16.5	15.6

■図表 1 4 - 6 自治会長に占める女性割合



※令和 4 年までは 4 月 1 日現在

※令和 5 年以降は 7 月 1 日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

○ 本県における「夫婦ともに有業」の世帯数は、令和4年調査で125,500世帯です。

夫婦のいる世帯に占める割合は52.8%であり、全国平均を上回っています。

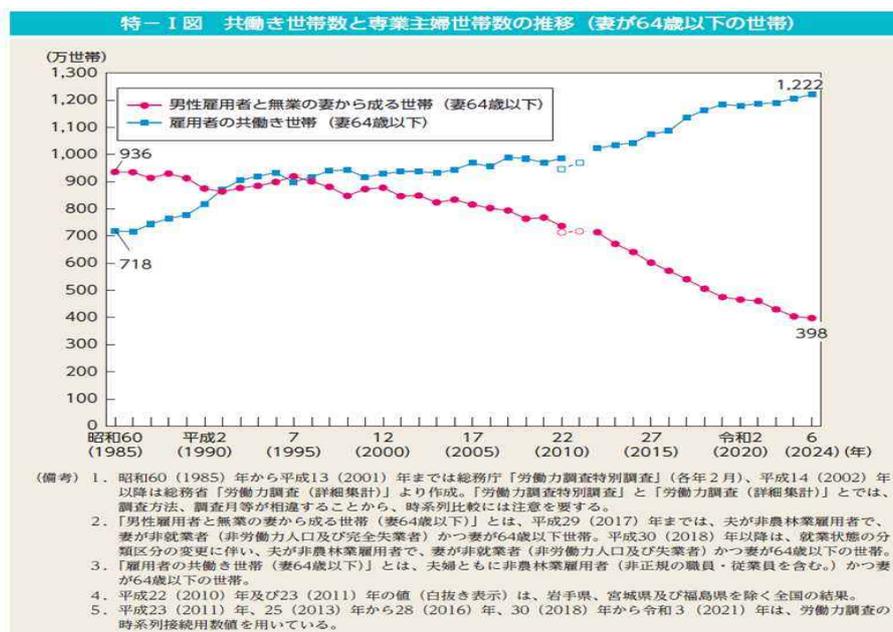
■図表15 共働き世帯数（夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の割合）

	H24年	H29年	R4年
宮崎県	134,000世帯 (50.9%)	131,100世帯 (52.1%)	125,500世帯 (52.8%)
全国	12,970,200世帯 (45.4%)	13,488,400世帯 (48.8%)	13,461,700世帯 (50.9%)

資料：総務省「就業構造基本調査」

○ 全国では、昭和60年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

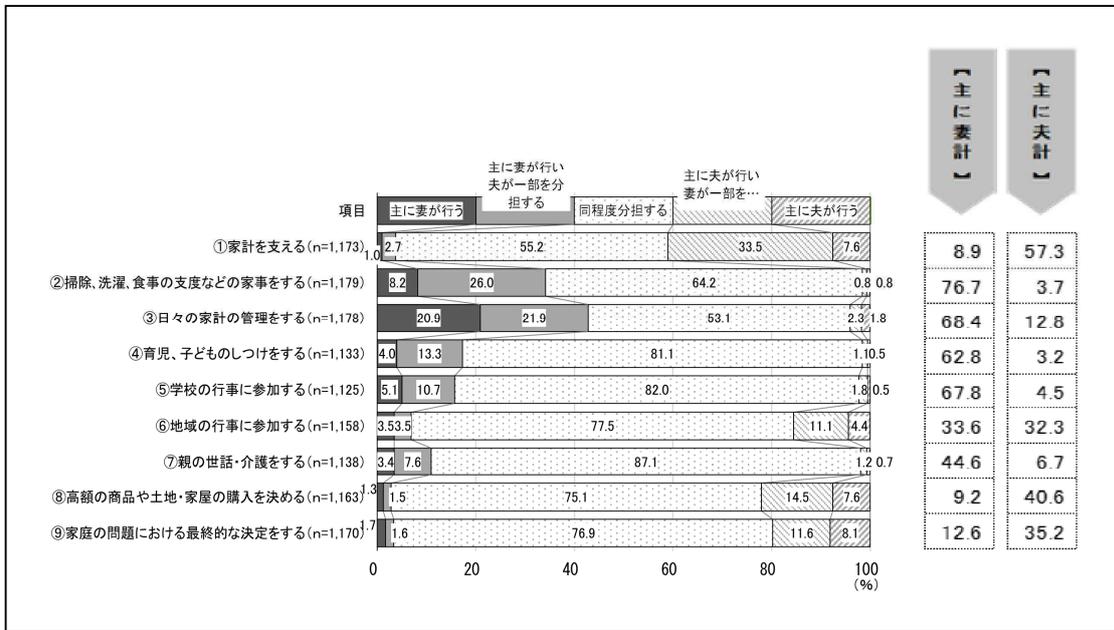
■図表16 共働き等世帯数の推移



資料：内閣府「令和7年版男女共同参画白書」

- 家庭生活において、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が76.7%であり、大変高い割合を示しています。

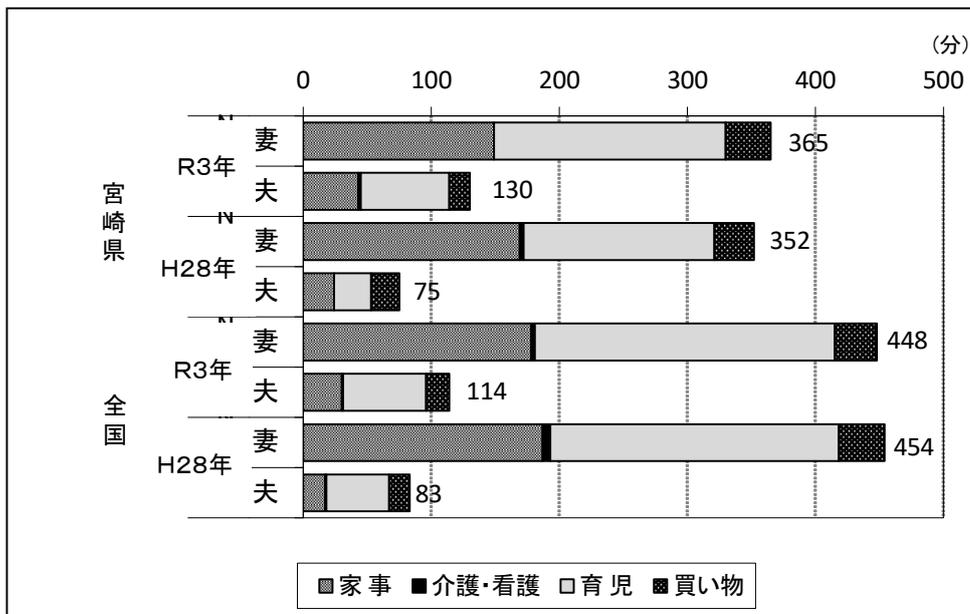
■図表 17 夫婦の役割分担状況（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和7年度）

- 夫の家事関連時間は、妻に比べて著しく短くなっています。

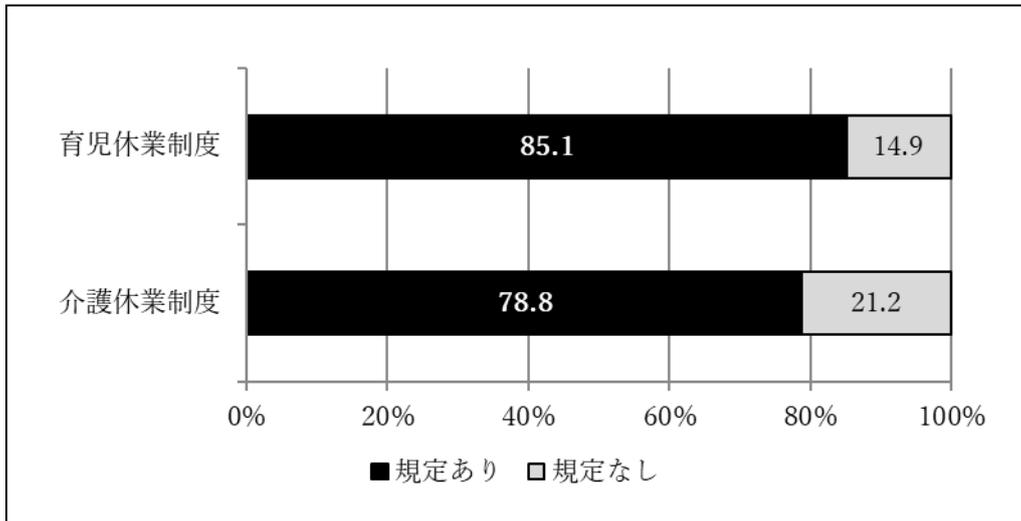
■図表 18 6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事関連時間（週全体、夫婦と子どもの世帯）



資料：総務省「社会生活基本調査」

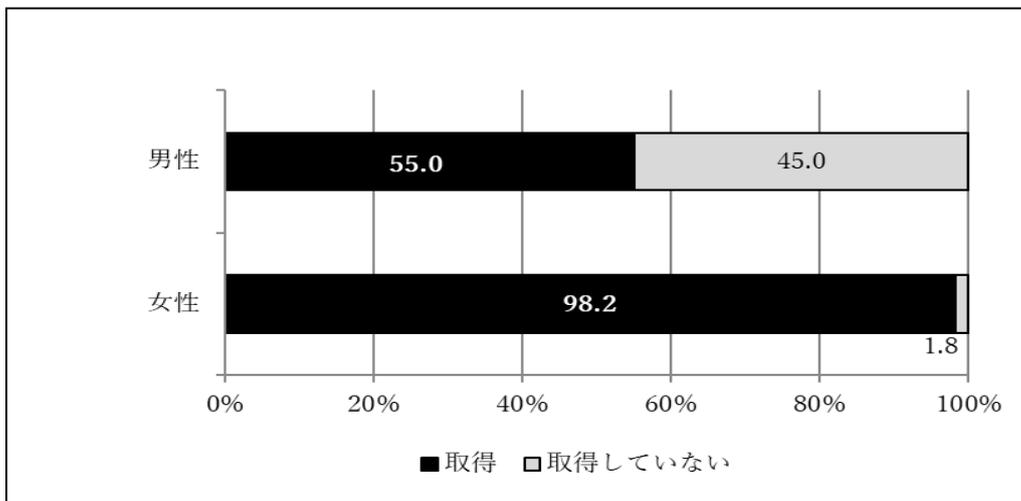
- 育児休業制度の規定がある事業所は85.1%、介護休業制度の規定がある事業所は78.8%であり、また、男性の育児休業取得率は年々増加傾向にあり、5割を超えています。

■図表 19 県内事業所における育児・介護休業制度の規定の有無（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」

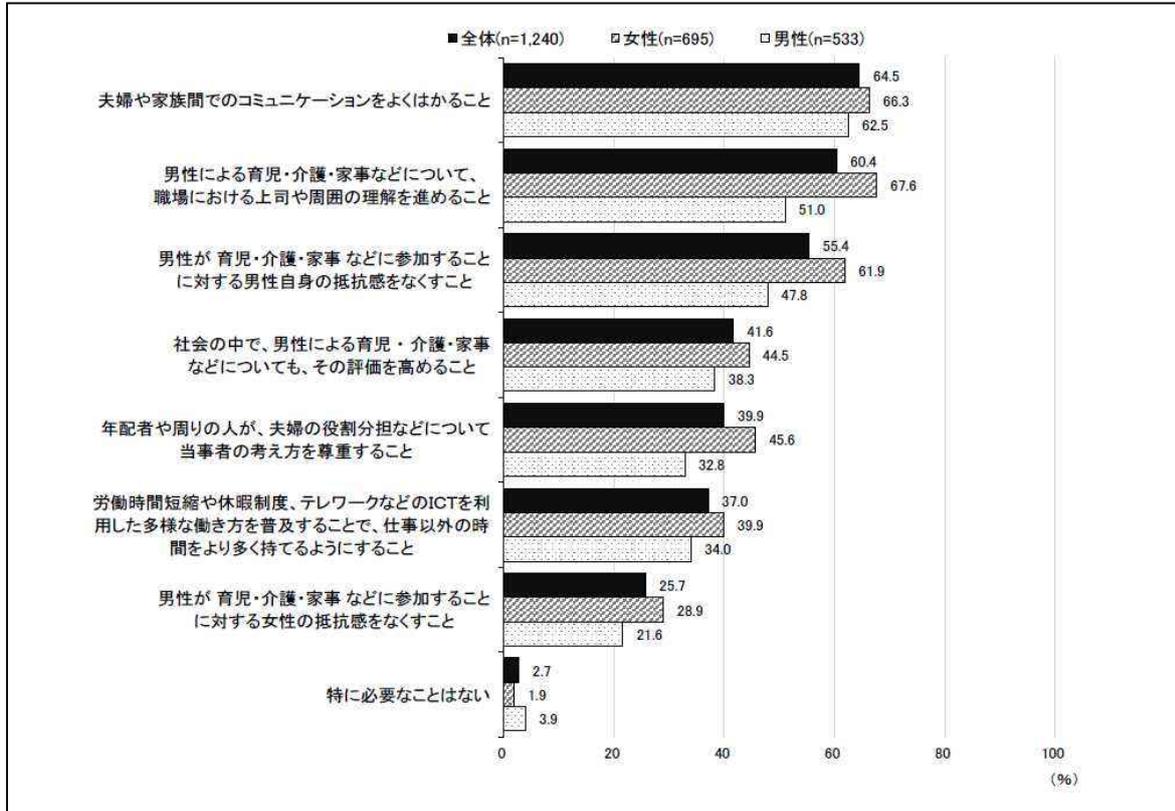
■図表 20 県内事業所における育児休業制度の利用状況（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」

- 男性が家事、育児に参加するために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が6割強、「男性による育児・介護・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が6割となっています。

■図表 2 1 男性が家事、育児に参加するために必要なこと（宮崎県）

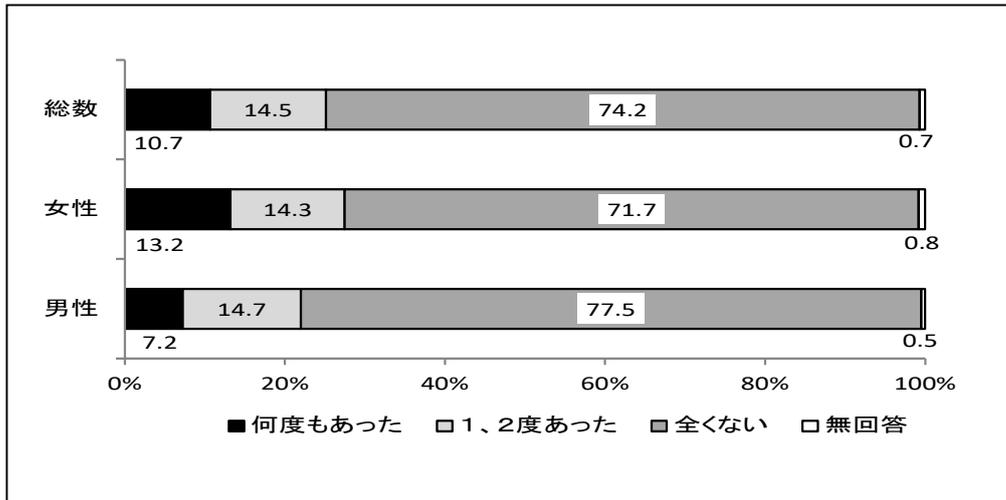


資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和7年度）

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府の調査によると、約4人に1人が配偶者から被害（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）を受けた経験があると回答しています。
特に女性は、約10人に1人は何度も受けていると回答しており、深刻な状況となっています。

■図表22 配偶者からの被害経験（全国）

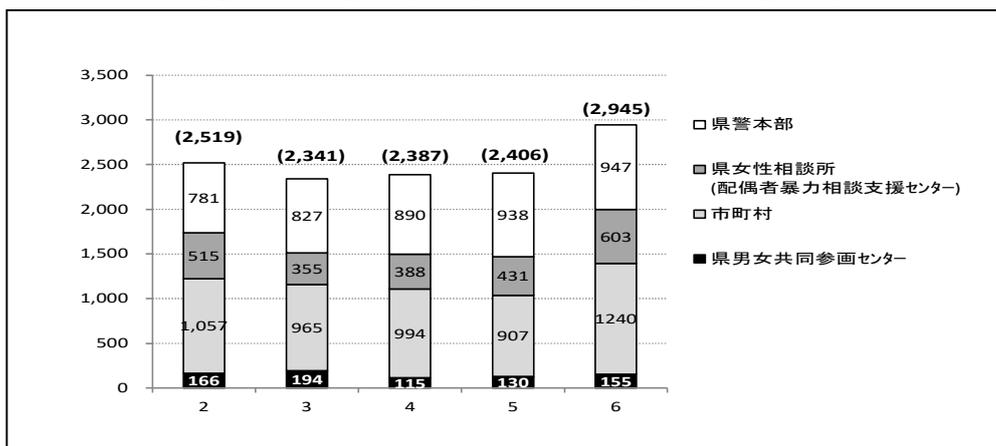


※「あった(計)」は、「何どもあった」及び「1、2度あった」の合計

資料：内閣府「令和5年度男女間における暴力に関する調査」

- 本県では、各機関における配偶者等からの暴力（DV）に係る相談件数は、年度により増減はあるものの、毎年2,000件を超える相談が寄せられており、引き続き高水準で推移しています。

■図表23 各機関におけるDV相談件数（宮崎県）



※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

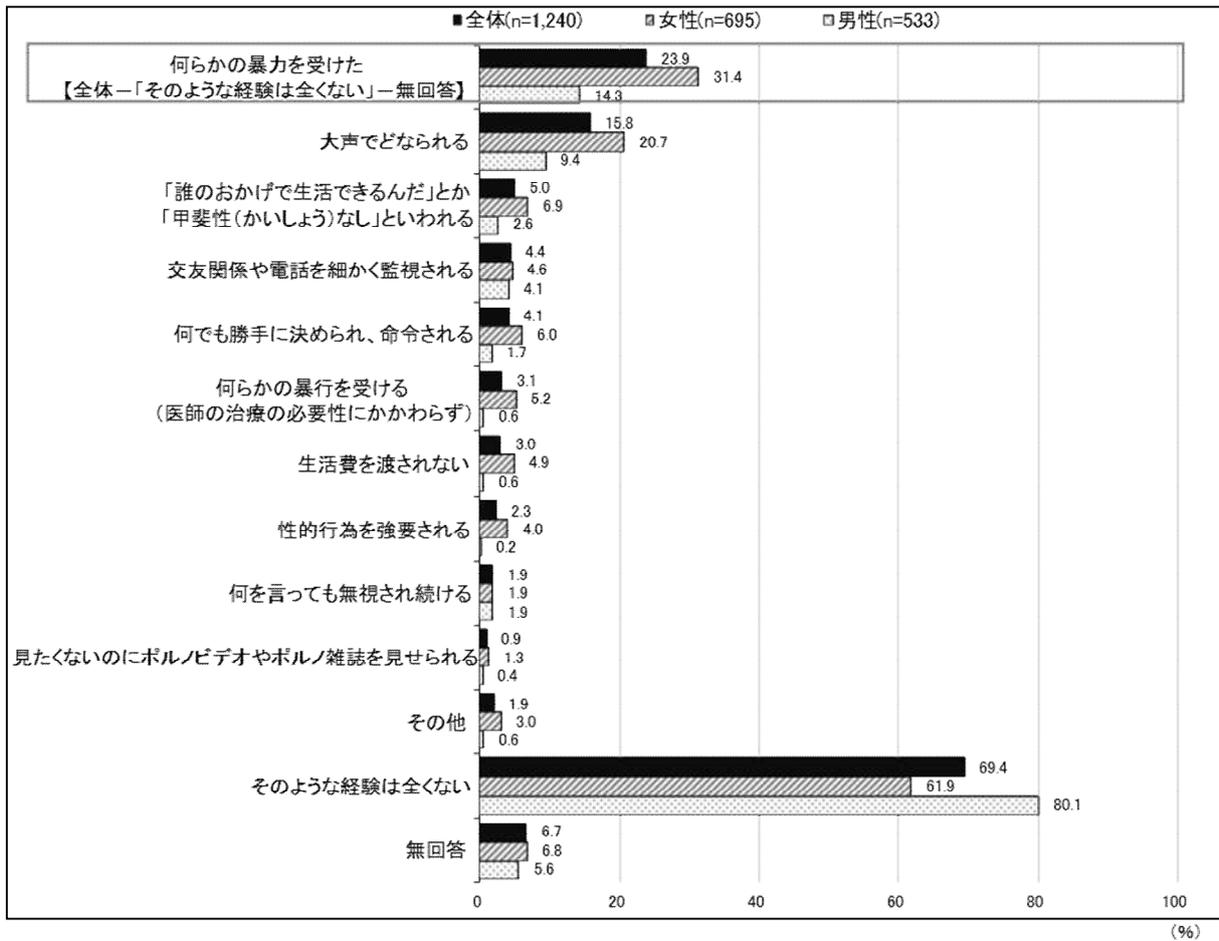
※ 県警本部の数字は1月から12月期

令和元年分から生活安全企画課人身安全対策室提供の数値とし、平成27年以降を修正

資料：県子ども家庭課、県生活・協働・男女参画課調べ

- 女性の約3割、男性の約1割強が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、女性では「大声でどなられる」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『甲斐性なし』といわれる」「何でも勝手に決められ、命令される」が多く、男性では、「大声でどなられる」「交友関係や電話を細かく監視される」が多くなっています。

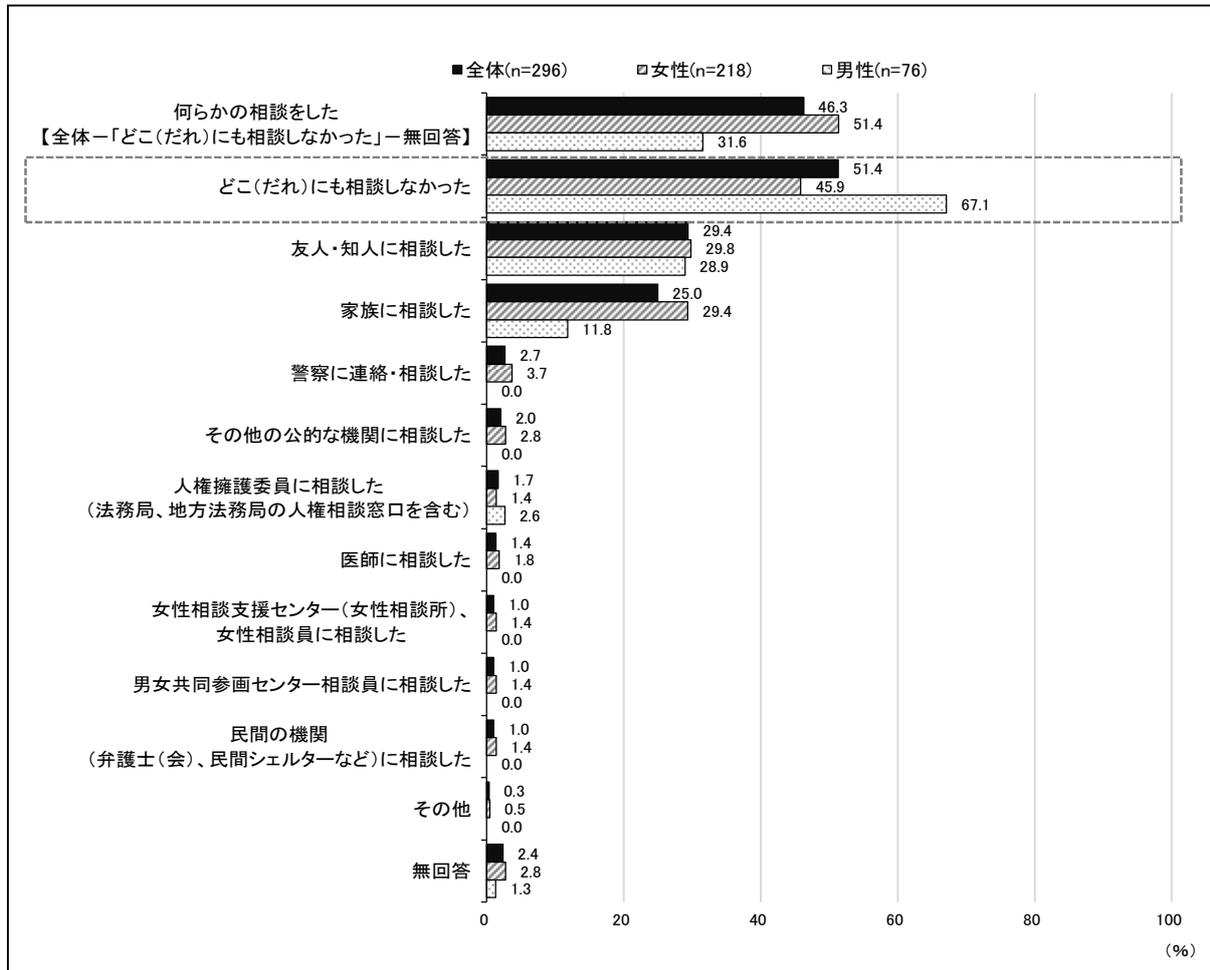
■図表24 配偶者等から暴力を受けた経験の有無



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和7年度）

○ 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が5割を超えており、相談しなかった人の割合は、女性よりも男性が高くなっています。

■図表 2 5 配偶者等から暴力を受けたときの相談先（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和7年度）

3 男女共同参画に関する県民意識

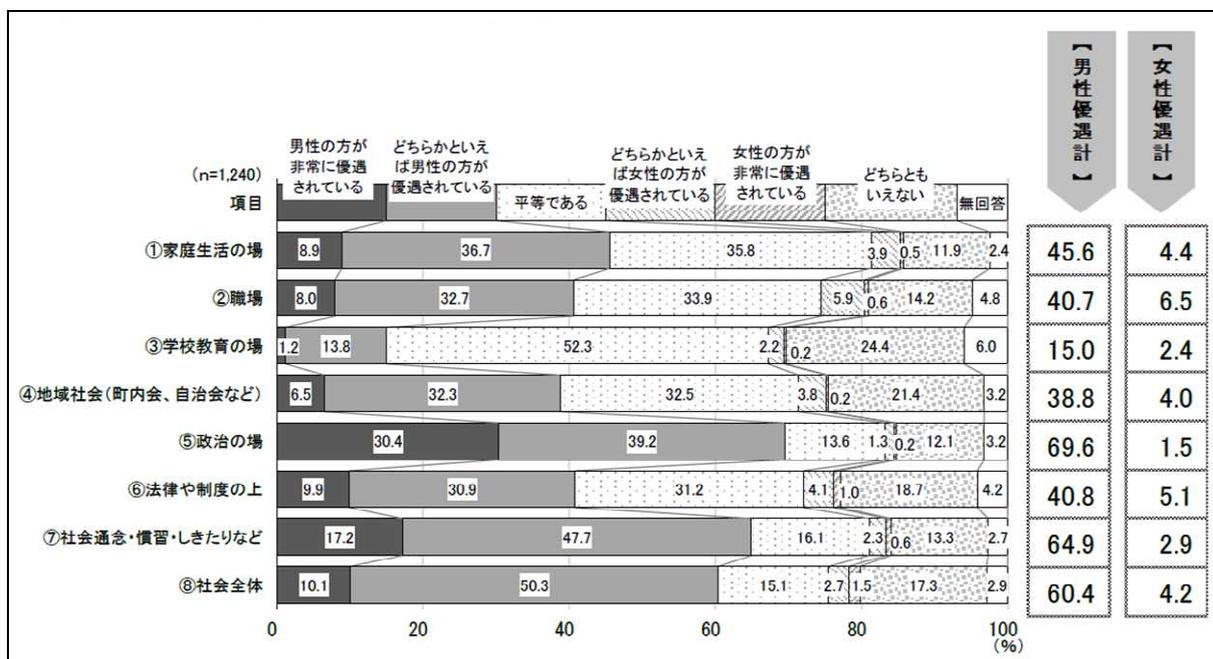
～男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（令和7年度）結果から～

(1) 男女の平等感

○ 男女は平等になっていると思うかどうかについて、男性優遇感を持つ人（「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」においては6割を超えています。

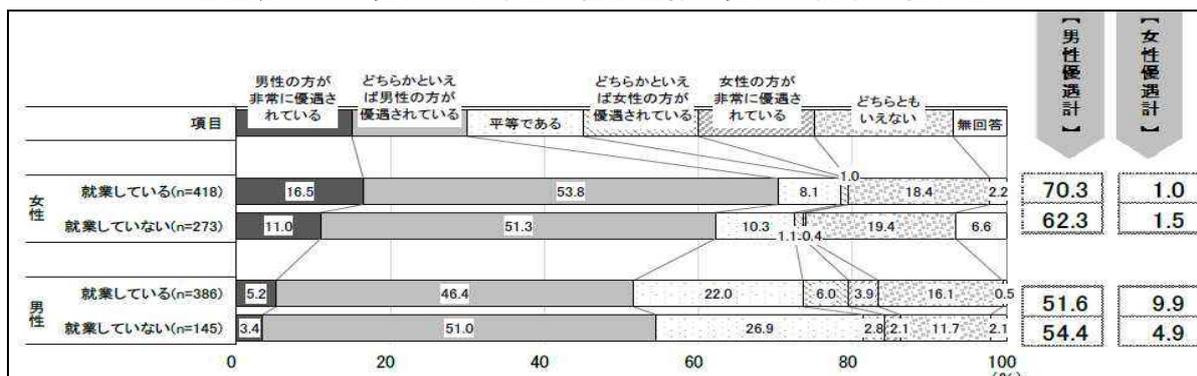
一方、「学校教育の場」においては、「平等」であると感じる人が半数を超えています。

■図表26 男女の平等感（各場面）



○ 「⑧社会全体」について、男女別に見ると、男性優遇感を持つ人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっています。

■図表27 男女の平等感（社会全体・男女・就業の有無別）

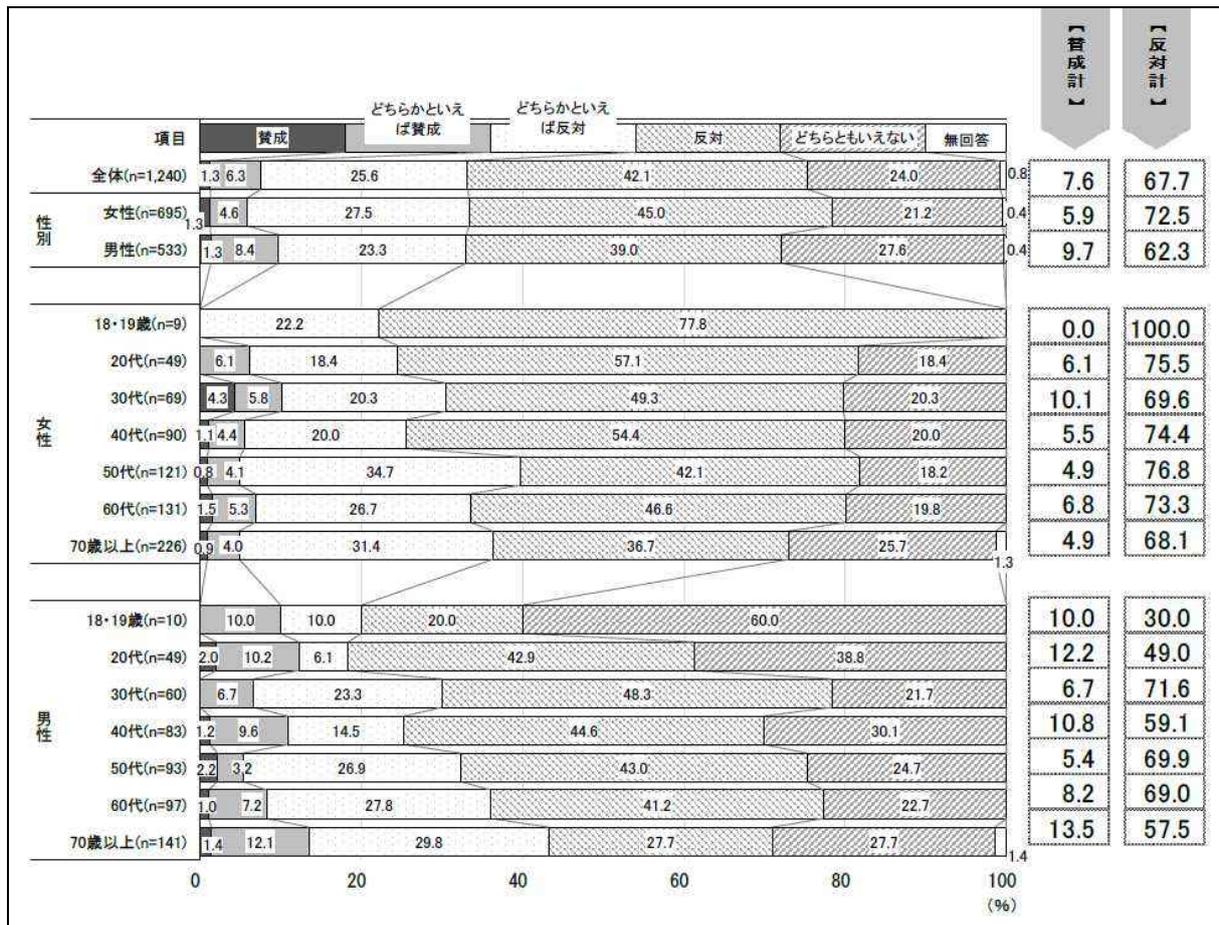


(2) 固定的性別役割分担意識

- 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計）と回答とした人は7.6%、「反対」（「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計）が67.7%であり、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別、年齢別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が多く、また、70歳以上が多い傾向にあります。

■ 図表 2 8 男女の役割分担意識についての考え方（性別・年齢別）



(3) 女性の就業についての意識

○ 女性の働き方として、「就業継続（ずっと職業を持っている方がよい）」を支持する人が最も多く6割を超えており、次いで「中断再就職（子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい）」が2割弱となっています。

前回調査（令和2年）と比較すると、「就業継続」が増加し、「中断再就職」が減少しています。

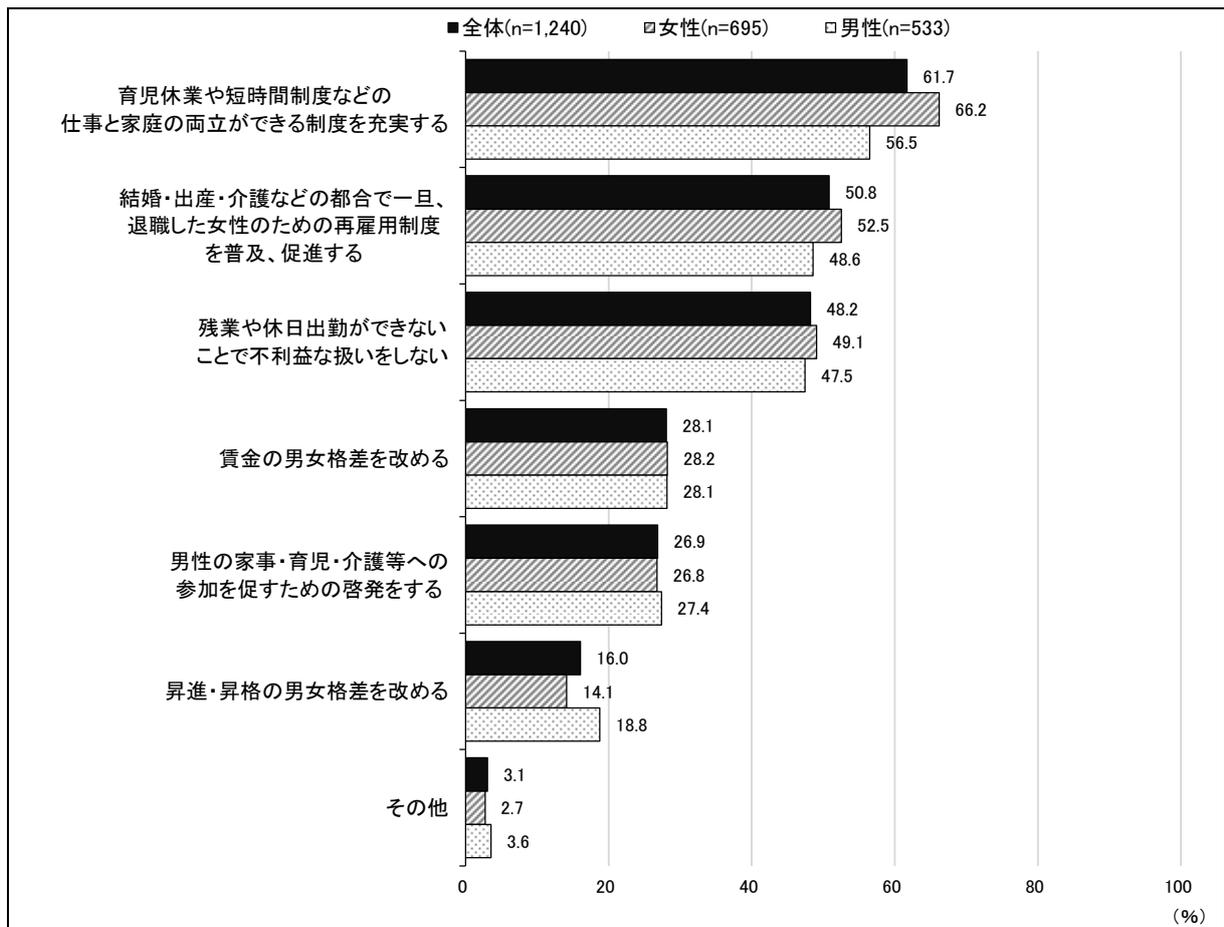
■図表29 女性の就業についての意識

項目	結婚や子どもが できても、ずっと 仕事をもってい る方がよい	結婚するまでは、 仕事をもつ方が よい	子どもができ るまでは、仕 事をもつ方が よい	子どもができ たら仕事をやめ、 大きくなったら再 び仕事をもつ方 がよい	女性は仕事を もたない方が よい	その他	無回答
全体(n=1,240)		66.5		1.4	3.0	19.2	0.2 5.2 4.6
女性(n=695)		67.6		1.2	2.6	18.4	0.1 4.7 5.3
男性(n=533)		65.9		1.7	3.6	19.7	5.8 3.0
						0.4	
令和2年 宮崎県(n=1,286)		53.0		2.3	3.5	30.7	0.4 3.9 6.2

(4) 女性の就業継続について

- 女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるために必要だと思うことは、「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」がもっとも高く、6割強となっています。次いで、「結婚・出産・介護などの都合で一旦、退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」、「残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない」の割合が高くなっています。

■図表30 女性の就業継続について

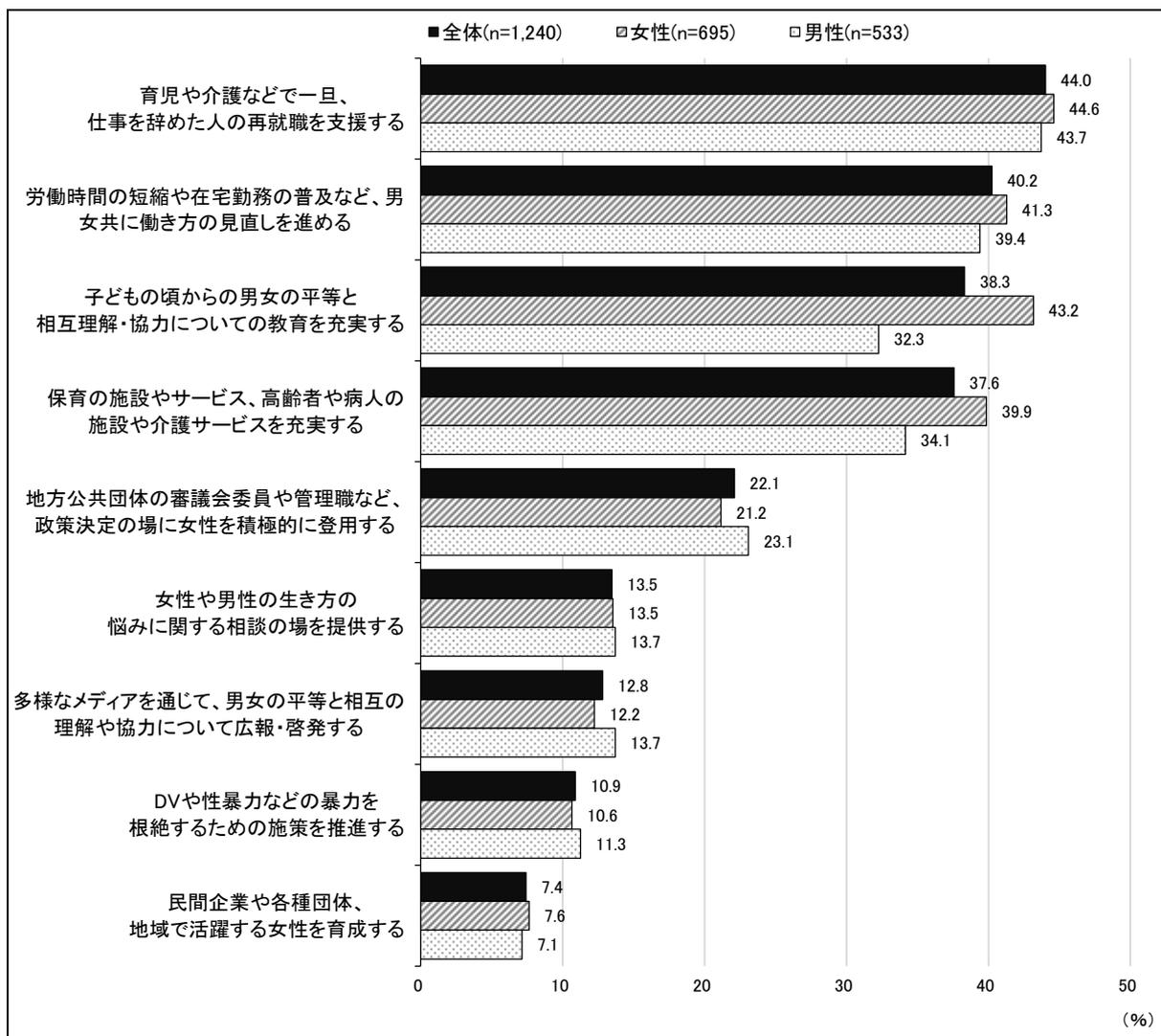


(5) 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと

- 男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととしては、「育児や介護などで一旦、仕事を辞めた人の再就職を支援する」を望む人の割合が最も高く、4割強となっています。

次いで「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女共に働き方の見直しを進める」、「子どもの頃からの男女の平等と相互理解・協力についての教育を充実する」の割合が高くなっています。

■図表 3 1 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと



参考 政治・経済活動等への女性の参画指数の国際比較

GGI値（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されています。0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2025年版の報告書によると、日本は148か国中118位であり、世界に遅れをとっています。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

※ 順位は、148か国中の順位。

資料 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」

第2章 宮崎県の男女共同参画施策のあらまし

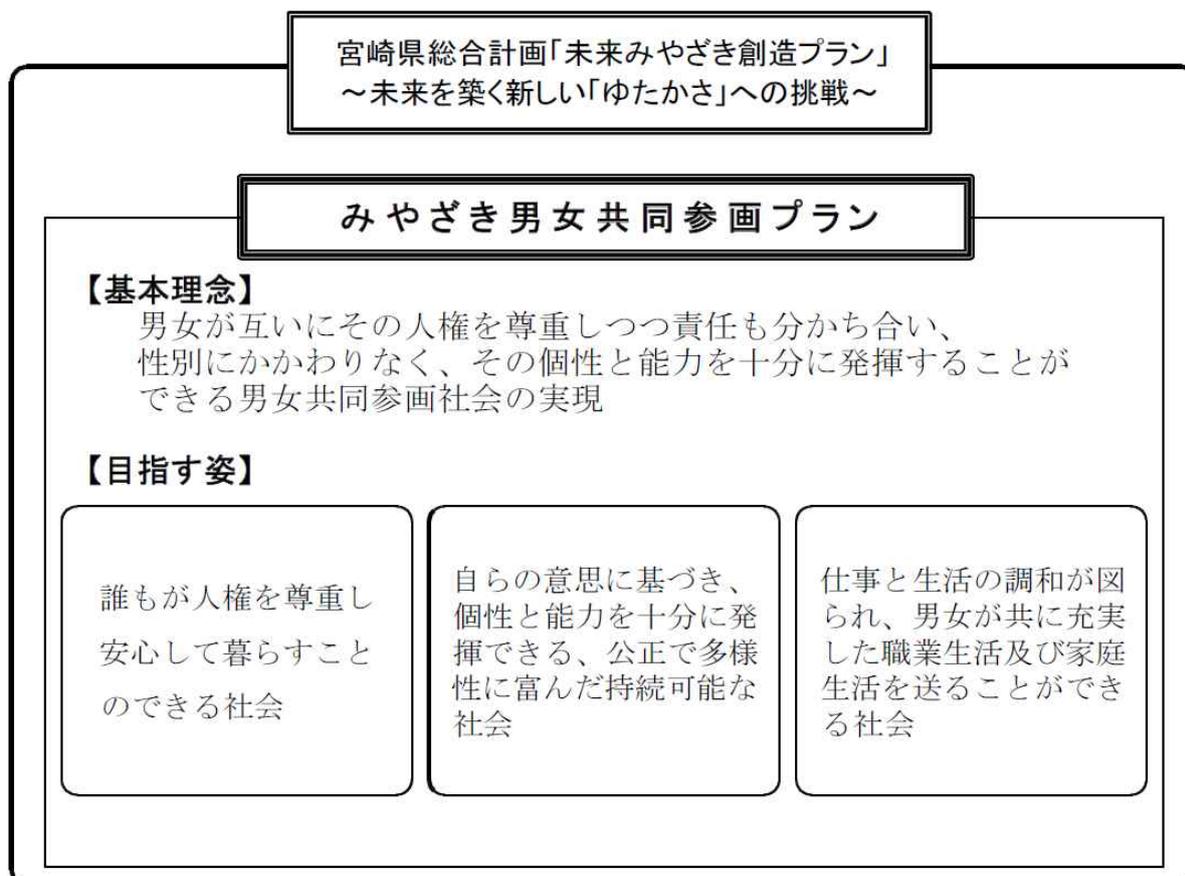
宮崎県では、宮崎県男女共同参画推進条例に基づいて、第4次みやざき男女共同参画プランを策定し、同プランに沿って、施策を推進しています。

1 第4次みやざき男女共同参画プランの基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

2 プランが目指す男女共同参画社会の姿



3 重点を置く視点と指標

特に地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいないことや、若い世代から男女平等意識を醸成する必要があること、また、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの非正規雇用の女性が失業したり、家事・子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現れているなど、課題がより顕在化したことから、第4次プランにおいては、以下の事項に重点を置いて各施策に取り組むこととします。

【重点を置く視点】

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町村への支援と連携

② 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や若年世代への男女共同参画の理解の促進

③ 長時間労働の是正等働き方改革の推進や、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係部局・機関との連携強化

【主な取組等】

- 市町村策定の男女共同参画プランとの連携
- 市町村の審議会への女性委員登用に係るきめ細かな支援
- 男女共同参画センターの利用者増に向けた取組
- 男女共同参画地域推進員の活動の活性化
- 若年層に対する男女共同参画についての学習機会の充実
- みやざき女性の活躍推進会議を中心とした官民一体となった取組の強化
- 女性のロールモデル発信及び女性管理職育成のための研修会の実施
- 「ひなたの極」認証制度の推進等働きやすい職場づくりに向けた取組

【重点指標】

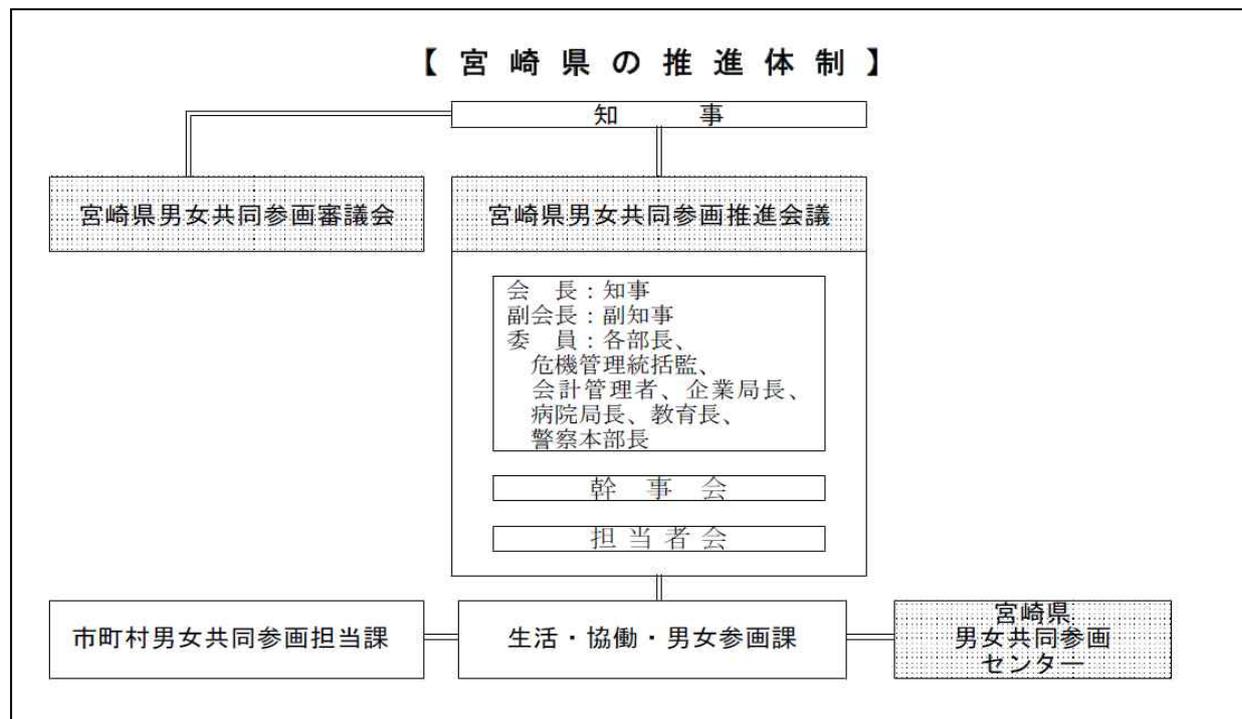
指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
①県の審議会委員に占める女性の割合	2	45.9%	8	50%
②市町村の審議会委員に占める女性の割合	2	24.8%	8	40%
③固定的性別役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」という考え）にとらわれない人の割合	2	61.3%	8	75%
④社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	2	12.6%	8	30%
⑤県内民間事業所における育児休業取得率	2	男性 15.8% 女性 97.0%	8	男性 50% 女性 100%
⑥県内民間事業所における年次有給休暇の取得率	2	54.5%	8	70%

4 推進体制

男女共同参画社会づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効率的な推進を図るためには、施策の推進体制を充実させるとともに、定期的に計画の進捗状況を点検し、施策の見直しを行う必要があります。

県では、知事を会長とする「宮崎県男女共同参画推進会議」を設置し（前身の「宮崎県婦人関係行政連絡会議」は昭和53年設置）、男女共同参画に関する施策について、関係部局の連絡調整と総合的な企画・推進を図っています。

また、男女共同参画の推進に係る重要な事項等について調査審議するため、「宮崎県男女共同参画審議会」を設置しています。



あわせて、平成13年9月、宮崎県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する情報の提供、啓発、相談、交流及び連携事業等を実施しており、利用者のニーズに対応できる推進拠点として一層の機能の充実を図っています。

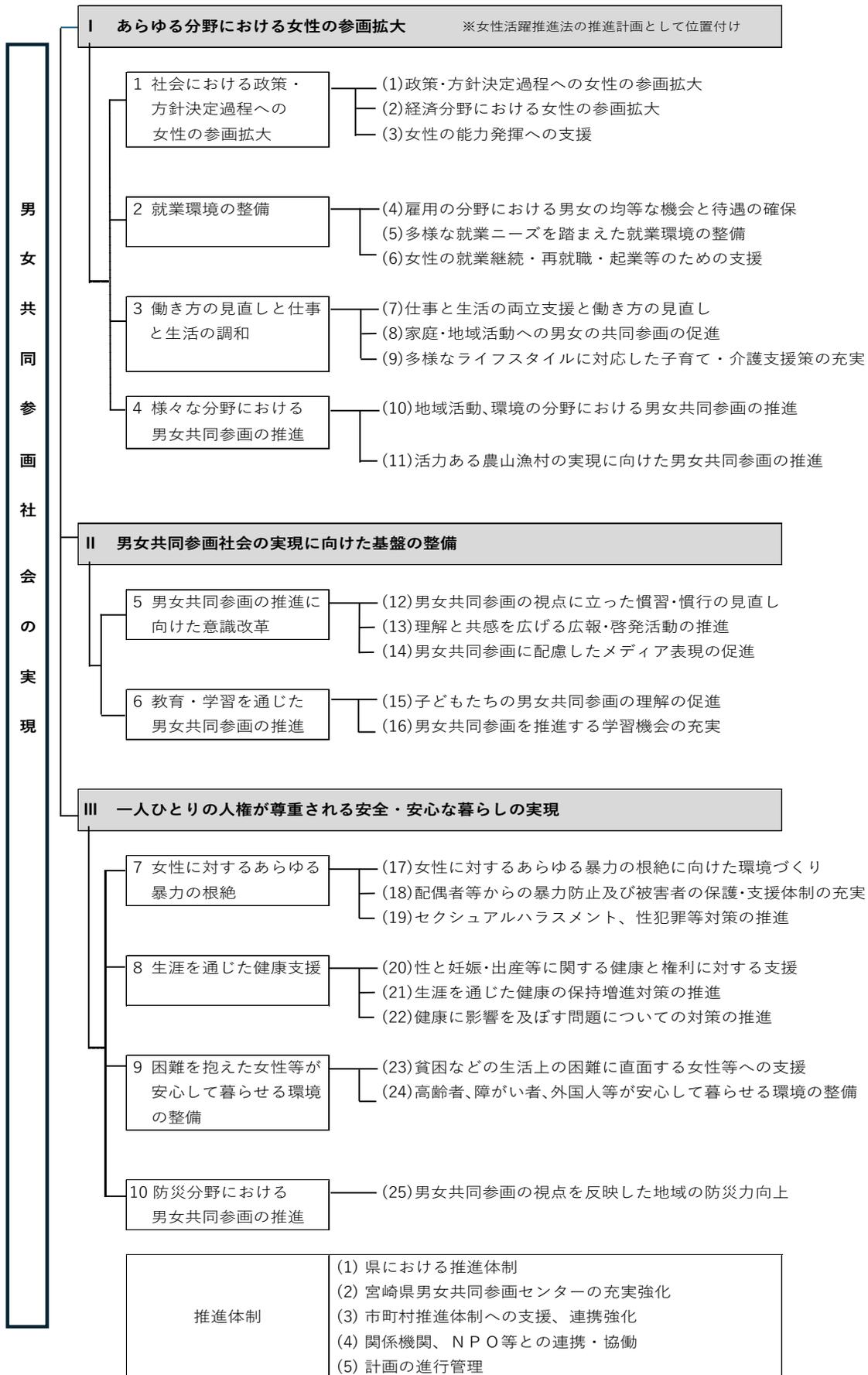
【宮崎県男女共同参画センター】

所在地：宮崎市旭1丁目2番2号（企業局2階）

電話：0985-32-7591 <https://www.mdanjo.or.jp>

<p style="text-align: center;">情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する図書 <ul style="list-style-type: none"> ・DVD・資料等の収集・貸出 ●ホームページ・SNSによる情報発信 ●学習・活動のための助言 	<p style="text-align: center;">啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講座の開催 （男女共同参画講座、DV防止講座など） ●団体や学校などが行う研修会への講師派遣 ●広報誌「ブリリアント」の発行
<p style="text-align: center;">相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合相談（相談員による電話・面接相談） ●専門相談（弁護士・臨床心理士・助産師等による予約制面接相談） ●女性の生き方・働き方に関する相談 	<p style="text-align: center;">交流・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに取り組む個人・団体・グループ等の交流支援 ●男女共同参画に関する学習会や交流のためのスペース提供

5 プランの体系



第3章 県における男女共同参画の取組

1 主な男女共同参画施策

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

(令和7年9月末現在)

施策分野1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
① 男女共同参画調整事業	男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的に展開するため、県の関係部局はもとより、国や市町村との連携を図り、推進体制を強化する。 また、男女共同参画の推進に係る重要な事項について調査審議するため、「宮崎県男女共同参画審議会」の運営を行う。	○宮崎県男女共同参画審議会 R7.3.24開催	1,677	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		○宮崎県男女共同参画審議会 R7.9.22開催 R8.3.25開催予定	1,677	
取組項目(2) 経済分野における女性の参画拡大				
① みやざきビジネスアカデミー(ひなたMBA)	マーケティングやマネジメントなどのビジネススキルの向上を図る各種研修講座を実施し、本県の産業振興を支える重要な担い手である女性の経済分野での活躍を促進する。	県、経済団体及び金融機関等が連携し、さまざまな業種に共通して求められるビジネススキルを習得するためのプログラム「ひなたMBA」を実施した。 ・修了者数 583名	42,060	産業政策課
		継続	42,060	
② 女子高校生のためのサイエンス体験講座in宮崎大学(宮崎大学主催)	宮崎大学と連携し、理系大学への進学を希望する女子高校生を対象とした体験講座の開催を支援し、女子高校生の理系大学への進学意欲を促進する。	将来に向けた進路選択を控えている女子高校生を対象に科学のおもしろさや楽しさを体験してもらうことを目的に開催される同体験講座について、県内高校に案内・周知した。 ・参加人数:71名	*	高校教育課
		継続	*	
③ みやざき女性の活躍促進事業	若者や女性が宮崎で多様な働き方ができる社会の実現に向けて、「みやざき女性の活躍推進会議」による県内企業の職場環境づくりの取組を促進する。	①「みやざき女性の活躍推進会議」の一層の活動促進を図るため、推進員1名を配置。 ②みやざき女性の活躍推進会議の運営 ・総会・研修会の開催(1回、182人) ・女性リーダー育成塾の開催(全3回、32人) ・会員企業アンケート調査(1回) ③「宮崎県男女共同参画功労賞(1件)」及び「宮崎県女性のチャレンジ賞(2件)」表彰(表彰式 R7.1.29)	5,972	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		①継続 ②総会・シンポジウム1回(11月19日)、研修会2回(県西:10月23日、県北:11月4日)、女性リーダー育成塾4回(10月28日、11月12日、12月18日、1月29日)開催 ③「宮崎県男女共同参画功労賞(1件)」及び「宮崎県女性のチャレンジ賞(1件)」表彰(表彰式 R7.11.19)	10,038	
④ 女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業	女性の再就職や起業、キャリアアップ等に関する情報提供や相談事業等を行うほか、女性が様々なライフイベントに際し働き続けることができる環境づくりについて企業の伴走支援を行い、女性の活躍を積極的に支援する。	①女性の活躍に関する相談 電話・面接相談を実施。 (月～土曜、9時～17時) 相談件数 97件 ②女性の活躍応援講座 1回開催、参加者数45人 ③メンター派遣事業 派遣回数 23回、参加者1,010人 ④ウェブサイト「ひむかWOMAN」によるロールモデルの紹介 ・ロールモデル登録130人 ・ページ閲覧数13,113件	30,039	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		①～④継続	30,039	

⑤ 宮崎県中小企業融資制度「創業・新分野進出支援貸付」	県中小企業融資制度の「創業・新分野進出支援貸付」に、保証料率を優遇した特別枠を設け、起業意欲のある女性や若者（30歳未満）等の個性や経験・能力を生かした開業の促進を図る。 標準的な保証料率 年0.40% 女性・若者等 年0.00%	・「創業・新分野進出支援貸付」融資実績、63件 544,840千円 ・継続 ・新聞広報の実施 県内2紙	*	商工政策課 経営金融支援室
⑥	宮崎労働局と連携しながら、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の事業主行動計画の届出や助成金等について、周知啓発に努める。	広報誌発送の際に各助成金に関するチラシを同封※「労働みやざき」9月号発送時 広報誌発送の際に各助成金に関するチラシを同封※「労働みやざき」9月号発送時	*	雇用労働政策課
⑦	企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発に努める。	厚生労働省作成のパンフレットを関係機関へ配付 継続	*	雇用労働政策課
⑧ (R6) 女性の力でリードする農山漁村パワーアップ事業 (R7) 青年・女性農業者育成強化事業	農林水産業に係る女性団体への支援や、それらの団体の組織間交流を促進することにより、女性農林漁業者の活躍促進を図り、活気ある農山漁村づくりを目指す。	○宮崎県農山漁村女性会議総会 R6.6.19 ○若手女性農林漁業者との意見交換会 R6.9.12 ○令和6年度女性農林漁業者ネットワーク交流会 R6.11.11 ○研修会 R7.2.19 ○女性農業団体の活動に対する補助（16団体） ○宮崎県農山漁村女性会議総会 R7.7.3 ○若手女性農林漁業者との意見交換会 R7.9.10 ○令和7年度女性農林漁業者ネットワーク交流会 R7.11.17 ○研修会 R8.2.2 ○女性農業団体の活動に対する補助（9団体）	3,057 3,554	担い手農地対策課
取組項目(3) 女性の能力発揮への支援				
① 男女共同参画センター管理運営委託費	宮崎県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発、相談、交流事業を行う。	○情報提供事業 ・図書、DVD、各種資料等の収集整理及び貸出 ・ホームページ、SNSによる情報発信 ○啓発事業 ・広報啓発誌「プリリアント」の発行 年3回 ・男女共同参画講座等各種講座の開催（58回、1,315人） ・講師等派遣事業 42回 ○相談事業 ・総合相談（電話・面接・メール）1,724件 ・専門相談（面接のみ） 77件 ○交流及び連携事業 ・グループ登録の促進 ・男女共同参画の推進を担う人への活動支援 ・県内男女共同参画センターとの情報交換会の実施 継続	39,844 40,304	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
② みやざき女性の活躍促進事業(再掲)	上記のとおり(2)③		(5,972) (10,038)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
③ 女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業(再掲)	上記のとおり(2)④		30,039 30,039	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
④ 漁業DXによる担い手確保育成事業(R5~)	漁村地域の女性リーダー等と水産業普及指導員が連携して食育、魚食普及活動を推進する。	・料理教室、講習会等の実施数 学生(小学校~大学) 30件 一般対象 9件 継続	*	水産政策課
⑤ 生涯学習ホームページ「みやざき学び応援ネット」	多様化する県民の学習ニーズに応え、県民が必要とする生涯学習に関する情報を幅広くかつ迅速に提供し、県民の生涯学習活動を支援する。	・年間アクセス数 946,416件 ・1日当たりのアクセス数 2,500件 継続	1,958 1,958	生涯学習課

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

(令和7年9月末現在)

施策分野2 就業環境の整備				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保				
① みやざき女性の活躍促進事業(再掲)	上記のとおり(2)③		(5,972) (10,038)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
② 女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業(再掲)	上記のとおり(2)④		30,039 30,039	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
③ 働き方改革促進事業 R6～働きやすい職場環境づくり拡大事業	企業への啓発や仕事と生活の調和に向けた取組を宣言する企業の登録制度等の普及を図るとともに、働き方改革に取り組む企業を支援することにより、県内企業におけるワークライフバランスの推進を図る。	・働き方改革企業支援事業(講演会)※3会場で開催 講演会:労働力確保・定着のための「ルール作りと意識改革」～働きやすい職場づくりのポイント～ 【参加者(3会場)/会場 20名、オンライン 50名:計70名] ・仕事と生活の両立応援宣言企業登録制度の普及啓発 (R6年度登録:104件、累計:1,720件) ・「働きやすい職場『ひなたの種』」認証制度の普及啓発 (R6年度認証:14社、累計:80社)	3,979	雇用労働政策課
		継続	3,732	
④	企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発に努める。【再掲】	厚生労働省作成のパンフレットを関係機関へ配付	*	雇用労働政策課
		継続	*	
⑤ 労働相談事業	労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、労働に関する様々な相談について助言を行う。	県内4箇所に設置する中小企業労働相談所(宮崎、日南、延岡、都城)において労働相談を実施。(相談件数:543件)	3,093	雇用労働政策課
		継続	3,681	
⑥ 女性・高齢者就業支援事業	就業を希望しながら現在職に就いていない女性や高齢者の働きやすい職場づくりを推進し、就業促進を図る。	・女性・就業支援センターの設置 ・シニア就業支援センターの設置 ・女性・高齢者支援センター専用サイトの運用	35,998	雇用労働政策課
		継続	42,480	
⑦ 職場環境整備事業	就業を希望しながら現在職に就いていない女性や高齢者の就業を促進するため、官民が連携して多様な人材が働きやすい職場づくりの推進を図る。	・働き方改革アドバイザーの派遣 ・働きやすい職場『ひなたの種』認証制度の普及啓発 ・働きやすい職場「ひなたの種」普及推進員1名の配置 ・働きやすい職場『ひなたの種』認証企業の取組事例集の作成 ・みやざき女性・高齢者就業促進プラットフォームの形成	10,340	雇用労働政策課
		・働きやすい職場『ひなたの種』認証制度の普及啓発 ・働きやすい職場「ひなたの種」普及推進員1名の配置 ・働きやすい職場「ひなたの種」認証企業の取組事例集の作成 ・みやざき女性・高齢者就業促進プラットフォームの形成	6,226	
取組項目(5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備				
① 離職者等再就職訓練事業	育児・介護等で長期間離職した女性や就職を希望する母子家庭の母等に対し、職業訓練や就職支援を一体となって実施することで、離職した女性の再就職等を促進する。	R6年度職業訓練(事業全体) ・年間45コースを計画 ・定員 785名 ・入校者 588名(うち女性423名) ・修了者 519名(うち女性326名) ・就職者 439名※就職中退14名を含む(就職率82.3%) ※定員、入校者は前年度からの繰越者を除く。修了者、就職者は繰越者を含む。	436,805	雇用労働政策課
		継続	426,792	

② 離職者等再就職訓練事業（日本版デュアルシステム）	育児・介護等で長期間離職した女性等に対し、デュアル訓練を実施する。	職業訓練 （デュアルシステムコースのみ） ・入校者 22名（うち女性22名） ・修了者 20名（うち女性20名） ・就職者 16名（うち女性16名）※就職中退2名 （就職率81.8%）	(5)-① に含む	雇用労働政策課
		継続	(5)-① に含む	
③	宮崎労働局と連携し、雇用の維持、長時間労働の抑制等の「働き方改革」や男性も含めた育児休業の取得促進の取組、正規雇用の拡大や労働条件の改善等について、企業・関係団体へ継続して働きかける。	宮崎労働局はじめ関係団体と連携して、「みやざき働き方改革推進会議」を構成	*	雇用労働政策課
		継続	*	
取組項目(6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援				
① みやざき女性の活躍促進事業(再掲)	上記のとおり (2) ③		(5,972)	生活・協働・男女 参画課 女性活躍推進室
			(10,038)	
② 女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業(再掲)	上記のとおり (2) ④		30,039	生活・協働・男女 参画課 女性活躍推進室
			30,039	
③ 女性医師等の離職防止・復職支援事業	女性医師や看護師等の離職を防止し、女性医療従事者が出産・育児と勤務との両立を安心して行うことができる環境の整備を図るため、医療機関が実施する短時間正規雇用の支援や病院内保育所の運営費補助等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口設置・運営 ・病院内保育所運営費補助金 2医療機関 ・女性医師等就業環境改善支援補助金 2医療機関 ・女性医師復職・再研修・キャリアアップ支援補助金 0医療機関 ・保育支援サービスシステム事業 利用実績 582件 	21,805	医療政策課
			継続	
④ 離職者等再就職訓練事業（日本版デュアルシステム）（再掲）	上記のとおり (5) ②		(5)-① に含む	雇用労働政策課
			(5)-① に含む	
⑤未来を担う建設人材育成・確保事業	若者又は女性を対象に、建設産業に係るデジタル分野の資格取得又は講習を受講する場合の経費の一部を助成し、建設産業人材の育成を図る。	-	-	管理課
			若者・女性活躍の促進につながる資格取得支援	

(注) 「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

(令和7年9月末現在)

施策分野3 働き方の見直しと仕事と生活の調和				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(7) 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し				
① 女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業(再掲)	上記のとおり(2)④		30,039	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			30,039	
②	仕事と生活の両立が可能となるよう、イクメン・イクボスの普及を行うとともに、働き方の見直しや多様な働き方について、各種啓発活動を通じて理解を促す。	・厚生労働省作成のリーフレット及びポスター等を関係機関へ配布	*	雇用労働政策課
		継続	*	
③	育児・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰を促すため、事業主等に対し、国の助成金や給付金制度及び法改正について、宮崎労働局と連携しながら周知を図る。	・広報誌に情報を掲載	*	雇用労働政策課
		広報誌発送の際に各助成金に関するチラシを同封※「労働みやざき」9月号発送時	*	
④	宮崎労働局と連携し、雇用の維持、長時間労働の抑制等の「働き方改革」や男性も含めた育児休業の取得促進の取組、正規雇用の拡大や労働条件の改善等について、企業・関係団体へ継続して働きかける。(再掲)	宮崎労働局はじめ関係団体と連携して、「みやざき働き方改革推進会議」を構成	*	雇用労働政策課
		継続	*	
⑤ 女性・高齢者就業支援事業(再掲)	上記のとおり(4)⑥		(35,998)	雇用労働政策課
			(42,480)	
⑥ 職場環境整備事業(再掲)	上記のとおり(4)⑦		(10,340)	雇用労働政策課
			(6,226)	
取組項目(8) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進				
① 男女共同参画センター管理運営委託費(再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
② 働き方改革促進事業(再掲)	上記のとおり(4)③		(3,674)	雇用労働政策課
			(3,979)	
③ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業	家庭の教育力の低下を懸念する声がある中で、全県的な家庭教育支援の機運を醸成するとともに、「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及や家庭教育を支える人材の養成を行うことにより、子どもが伸びやかに育つ環境の整備を進める。	「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座数 190件	1,552	生涯学習課
		継続	2,602	
取組項目(9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実				
① 女性医師等の離職防止・復職支援事業(再掲)	上記のとおり(6)③		(23,917)	医療政策課
			(20,987)	
② 介護サービス情報の公表推進	利用者が介護サービスや事業所・施設を適切に選択できるよう各事業所・施設の情報を都道府県が提供する仕組みであり、この「介護サービス情報公表システム」を閲覧することで利用者やその家族の選択に資することを可能にするための情報提供体制の構築を図る。	閲覧件数 39,059件	377	長寿介護課
		継続	377	

③ ひなたの出会い・子育て応援運動推進事業	地域のの方々、行政、関係団体、事業所などが連携・協働して、出会い・子育てを積極的に応援するため、出前講座や支援者への補助、情報発信等による気運醸成や環境整備を通じて、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりを推進する。	①ライフデザイン事業 出前講座 参加者数219人(6校) 新増世帯向けセミナー 86名 社会人向けセミナー 63名 ②出会い・子育て環境づくり支援事業 補助 11件 ③子育て応援フェスティバル 1回 ④子育て応援カード 登録店舗 1,681店舗	33,980	こども政策課
		①ライフデザイン事業 出前講座開催 ②出会い・子育て環境づくり支援事業 補助見込み数 19件 ③子育て応援フェスティバル 1回開催予定 ④子育て応援カード 利用促進キャンペーン実施予定	30,737	
④ 放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、放課後や長期休暇等に小学校の余裕教室や児童館等において、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることにより、保護者の仕事と家庭の両立支援を図る。	クラブ数 301 施設の新設 3件 支援の単位増 14件	1,145,530	こども政策課
		クラブ数 303	1,494,990	
⑤ 預かり保育推進事業	少子化対策の一環として、私立幼稚園等に対する保護者のニーズ(子育て支援)に対応するために、預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助を行う。	実施施設数 13園	17,295	こども政策課
		実施施設見込数 12園	15,480	
⑥ ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、子どもを預けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する調整等を行う。	実施市町村数 17	22,924	こども政策課
		実施市町村数 17	24,875	
⑦ ファミサポアドバイザー研修事業	県内のファミリー・サポート・センター間の連携を図るため、アドバイザー等を対象とした研修会を実施するとともに、会員拡大を図るため地域住民への周知広報を行う。	研修2回	401	こども政策課
		研修2回	401	
⑧ 男性育児休業取得奨励金事業	男性の家事・育児参加を促すため、男性従業員が育児休業を取得した県内企業等に対して、奨励金を支給する。	支給件数 43件	123,078	こども政策課
		支給件数(R7.11時点) 27件	31,467	
⑨	宮崎労働局と連携し、雇用の維持、長時間労働の抑制等の「働き方改革」や男性も含めた育児休業の取得促進の取組、正規雇用の拡大や労働条件の改善等について、企業・関係団体へ継続して働きかける。(再掲)	宮崎労働局はじめ関係団体と連携して、「みやざき働き方改革推進会議」を構成	*	雇用労働政策課
		継続	*	
⑩ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業(再掲)	上記のとおり(8)③		(1,552)	生涯学習課
			(2,602)	
⑪ 地域と学校の連携・協働「絆」体制構築事業	地域の人材の協力を得て、放課後子供教室や地域未来塾などにより、地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。	・地域における学習支援、体験活動事業数(放課後子供教室、地域体験、地域未来塾)14市町村 74箇所	49,079	生涯学習課
		継続(14市町村 74箇所)	49,079	

⑫ 病児等保育実施事業	医師や看護師、その他医療スタッフ等に対する子育て支援を充実させ、働きやすい環境を整備することで、人材の確保及び定着を図るため、県立3病院それぞれにおいて院内保育を実施しているもの。	0歳から小学校3年生までの乳幼児、児童を対象に、県立病院において病児保育等院内保育を実施。 ○宮崎病院内保育施設利用者数 ・病児 671名 ・一時 2,028名 ○延岡病院内保育施設利用者数 ・病後児 0名 ・一時 2,022名 ○日南病院内保育施設利用者数 ・病児 56名 ・一時 438名 ・通常 706名	125,167	病院局経営管理課
		継続 ○延岡病院において、利用可能日を拡大したに伴う予算増。なお、同病院において令和7年6月15日から「通常保育」及び「病後児保育」に加えて「病児保育」を開始。 [参考]利用可能日の拡大 旧：月曜日から土曜日及び第2、第4日曜日 ※ただし、年末年始期間は除くものとする 新：365日	166,881	
⑬宮崎国スポ強化戦略プロジェクトの一部	子育てをしながら競技や指導に取り組む女性アスリート・女性指導者を対象として保育士等の活用を支援することにより、女性アスリートや女性指導者がより強化活動に集中できるような環境づくりをサポートする。	・女性アスリートへの支援実績 4人	557	競技力向上推進課
		女性指導者も支援の対象に加え、継続	661	

(注) 「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

(令和7年9月末現在)

施策分野4 様々な分野における男女共同参画の推進				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進				
① 地域づくり人材育成・ネットワーク強化事業	地域づくり団体の自主的・主体的な活動を促進することを目的とした地域づくりネットワーク協議会への助成を行い、情報提供や人材の育成、地域づくり団体間の連携・交流促進を通して地域の活性化を図る。	○地域づくり交流・連携事業 ・地域づくりコーディネーター会議の開催 8回 ○地域づくり人材育成事業 ・地域づくり団体全国研修交流会宮崎大会開催 ○地域づくりブロック活動支援事業 ・ブロック運営会議の開催 8地域	4,686	中山間・地域政策課
		○地域づくり交流・連携事業 ・地域づくりコーディネーター会議の開催 8回 ・地域づくり団体研修交流会 3回 ○地域づくり人材育成事業 ・地域づくり団体全国研修交流会栃木大会参加 ○地域づくりブロック活動支援事業 ・地域づくり実践塾の開催 8地域 ・ブロック運営会議の開催 8地域 ・地域づくり活動報告会・審査会 1回 ○地域課題解決モデル事業 2団体	4,686	
② NPO・協働支援センター事業	支援拠点施設を設置し、地域づくりやNPOの活動支援、協働の推進を実施する。	・利用者数 5,202人 ・活動支援スペース提供 313件 ・NPO、協働促進研修 10回、315人 ・NPO、協働に関する相談 297件	14,328	生活・協働・男女参画課
		R7.4.1からセンターを移転し、活動支援スペース貸出の機能をなくし、アウトリーチ型の取組へ刷新。各地域へ出向いて、研修会等を実施している。	16,668	
③ 男女共同参画地域推進員活動促進事業	地域における男女共同参画推進のため、男女共同参画に取り組む意欲のある人材を推進員として掘り起こし、育成を図るとともに、市町村との連携強化や、推進員の連携を深めるための交流会を開催する。	①市町村男女共同参画行政担当職員研修 R6.5.17 ②宮崎県男女共同参画地域推進員交流会 R6.8.31	647	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		①市町村男女共同参画行政担当職員研修 R7.7.11 ②宮崎県男女共同参画地域推進員交流会 R7.11.15	647	
④ 男女共同参画センター管理運営委託費(再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
⑤ 環境情報センター運営事業(環境保全アドバイザー派遣)	市町村、民間団体、学校等が開催する講演会、研修会、講習会等に県内在住の様々な環境分野の専門家を講師として無料で派遣する。	・派遣回数 72回 ・受講者数 2,167人 ※登録数 84人	13,196	環境森林課
		継続	13,196	
⑥ エコ活推進事業	地球温暖化防止活動推進員が地域において、温暖化防止に関する研修会の開催などの普及・啓発活動を行い、地域、家庭での温暖化防止の推進を図る。	推進員 47人	7,174	環境森林課
		継続	7,174	
⑦ 魅力あふれる観光地域づくり事業	地域の観光振興をリードする人材を育成し、観光を担う人材・団体等のネットワーク化を図るため、「観光みやざき創生塾」を実施する。	参加者数 33人 (うち女性10人)	8,962	観光推進課
		参加者数 43人 (うち女性17人)	8,903	
⑧ 宮崎県地域婦人連絡協議会県費補助金	社会教育の充実振興の中核を担う社会教育関係団体である宮崎県地域婦人連絡協議会の活動を支援することにより、地域や家庭の教育力の向上を図る。	・交通安全母親活動指導者講習会参加 ・宮崎県婦人大会参加	377	生涯学習課
		・交通安全母親活動指導者講習会参加 ・宮崎県婦人交流会参加	377	

取組項目(11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進				
① 単位林業研究グループ活動推進事業	林業後継者等グループの先導的活動に対し支援し、地域リーダーとして育成する。	14グループで先導的活動や学習会・研修会の開催、地域おこしの企画等を実施	2,000	山村・木材振興課
		13グループで先導的活動や学習会・研修会の開催、地域おこしの企画等を実施	2,000	
② ひなたもりネットワーク強化事業	みやざき森林・林業女性の会「ひなたもりこ」の活動支援により、ネットワークを強化し、女性の活躍による山村地域の活性化を図る。	①交流会・研修会の開催 竹灯籠・メンマの作成方法、延岡メンマ販売方法・マーケティングの研修会を実施	477	山村・木材振興課
		①交流会・研修会の開催 森林案内ツアー、スウェーデントーチづくり ②技能講習会の受講支援	477	
③元気な中山間農業・農村活性化事業(農山村交流・ネットワーク推進事業)	観光需要の高まり等を契機に、農泊協議会によるPR活動や新規開業等の取組を支援するとともに、農泊ネットワーク会議や研修会等を実施することにより、農山村への人流促進及び所得向上を図る。	・農泊地域協議会の取組支援 5団体 ・人材育成のための研修会 1回 ・農泊HP活用による情報発信 ・農泊開業マニュアル改訂 ・インバウンド誘致促進プロモーション	8,024	農政企画課
		・農泊地域協議会の取組支援 5団体 ・人材育成のための研修会 1回 ・農泊HP活用による情報発信 等	9,524	
④ (R6)女性の力でリードする農山漁村パワーアップ事業 (R7)青年・女性農業者育成強化事業(再掲)	上記のとおり(2)③		(3,057)	担い手農地対策課
			(3,554)	
⑤ 地域資源高付加価値化ビジネス総合支援事業	女性の知恵と感性を生かした地域特産品の加工・販売への取組を支援する。	・取組事業者に対する経営改善支援 延べ12事業者 ・業務用商品開発に向けたモデル実証 4件	51,883	農業流通ブランド課
		・取組事業者に対する経営改善支援 延べ13事業者 ・業務用商品開発に向けたモデル実証 3件	20,110	
⑥ みやざきLFP強化支援事業(R6みやざきローカルフードプロジェクト(LFP)強化事業)	女性経営者や女性加工グループ等を含めた多様な事業者の連携による地域食資源を活用した新商品・サービス開発の取組を支援する。	・プロジェクトへの支援数 5件 ・販売促進フェア等の開催 14か所	43,300	農業流通ブランド課
		・新規プロジェクトへの支援 ・既存プロジェクト等へのブラッシュアップ支援 ・販売促進フェアや展示商談会等の実施	48,483	
⑦ 信頼で支える食の県産果消推進事業(R6みやざき食の安全・県産果消推進事業)	食育活動を通して、県民に県産農林水産物の魅力を発信することにより、県産果消の推進を図る。	・食育ティーチャーの育成 134人 ・食育ティーチャーによる料理講座等：60回、参加県民数2,373人 ・Karada Good Miyazaki7.25.2024：参加者数約3,000人	6,935	農業流通ブランド課
		継続	6,946	
⑧ 「海漁」ビジネス創出事業(R6～)	宮崎県海や漁村の魅力など、地域資源を生かした新たなビジネス「海業」の創出などを推進し、地域資源のPRやフェアの実施など、本県の魅力発信を支援することで漁村地域の水産物の活性化を図る。	・県産水産物のPR活動：30件 ・地域フェア、食育・地産地消活動の支援：8件	1,790	水産政策課
		学校給食やメディア等を活用した県産水産物のPR(食育・地産地消活動の実施)	1,790	
⑨ 水産バリューチェーンの最適化を支援する県産水産物の販売力向上技術開発	県内の加工業者や漁業関係者(漁協女性部等)等を対象に、製品開発研究や新技術習得のための研修及び技術指導を行い、新たな水産加工品開発と販売拡大を支援する。	水産物加工指導センターの指導実績 場所：水産試験場 実績：延べ49名	3,487	水産政策課 (水産試験場)
		継続	3,487	
⑩ 漁業DXによる担い手確保育成事業(R5～)	上記のとおり(3)④		*	水産政策課
			*	

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(令和7年9月末現在)

施策分野5 男女共同参画社会の推進に向けた意識改革				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し				
① 男女共同参画センター 管理運営委託費 (再掲)	上記のとおり (3) ①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
② 集中啓発事業	県民の人権意識が高まるように、人権啓発強調月間及び人権週間(12月4日～10日)を中心として、集中的に啓発事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい映画祭(11箇所を実施参加者767名) テレビCM(8月と12月と1月に年間125回)とラジオCM(1月に59回)の放送 バス広告(8月宮崎交通バス50台) ジケンジェチャー派遣事業(県内11施設782名) 街頭啓発(12/4イオンモール宮崎、3/8まつり宮崎会場)等 	11,612	人権同和对策課
		継続	12,625	
取組項目(13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進				
①	あらゆる人に男女共同参画への理解が進むよう、メディア等を活用した広報・啓発を実施し、県全体に男女共同参画についての理解の浸透を図る。	「男女共同参画週間(6/23～29)」 「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)」にあわせた広報・啓発(SNS発信、県政番組、パネル展開催他)		* 生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		継続		*
② 啓発資料整備事業	男女共同参画社会づくりの趣旨を広く県民に浸透させるため、啓発資料を整備・充実し、市町村、関係機関・団体等に配布する。	<ul style="list-style-type: none"> デートDV防止リーフレット 8,000部 女性に対する暴力をなくす運動啓発懸垂幕掲出(山形屋) 	1,319	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		<ul style="list-style-type: none"> デートDV防止リーフレット 7,000部 DV三つ折りリーフレット 2,000部 	1,319	
③ 男女共同参画センター 管理運営委託費 (再掲)	上記のとおり (3) ①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
④ 集中啓発事業 (再掲)	上記のとおり (12) ②		(11,612)	人権同和对策課
			(12,625)	
⑤ 人権啓発研修事業	県民が主体的に人権啓発研修に取り組むためのリーダー等となる人材の育成を行うとともに、啓発研修に必要な視聴覚教材を整備して研修実施を支援することにより、企業・団体等における主体的な啓発研修の取組を進め、人権意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 人権担当者養成講座95人 県民人権講座348人 啓発研修講師派遣106回(4,143人) 	4,311	人権同和对策課
		<ul style="list-style-type: none"> 人権担当者養成講座97人 県民人権講座155人 啓発研修講師派遣 継続 	4,311	

⑥ 人権啓発活動協働推進事業	大学やNPO等民間団体、スポーツ組織等と連携することで、それぞれの団体の特色を生かした多様な人権啓発事業を展開するとともに、各団体の積極的な活動を促し、県内の人権啓発活動を活性化することにより、県民の人権意識の高揚を図る。	・1大学、7団体に委託してそれぞれの特色を生かした啓発事業を実施 (福)宮崎県聴覚障害者協会、チーム「なないろ」(南九州大学)、(一社)みやざき子どもサポートリンク、宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」、(特非)ドロップインセンター、m20、宮崎国際大学、ひとりひとりの気づきを大切に作るバーム・アウエア ・スポーツ組織等と連携して啓発活動を実施 ツノスポーツコミッション、ヴィアマテラス宮崎、テゲバジャーロ宮崎、青島太平洋マラソン事務局	5,916	人権同和对策課
		・1大学、6団体に委託してそれぞれの特色を生かした啓発事業を実施 (特非)ドロップインセンター、宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」、m20、チーム「なないろ」(南九州大学)、(一社)みやざき子どもサポートリンク、宮崎国際大学、スワラジ ・スポーツ組織等と連携して啓発活動を実施 ツノスポーツアカデミー、ヴィアマテラス宮崎、テゲバジャーロ宮崎、青島太平洋マラソン事務局	5,566	
⑦ 人権啓発専門員設置事業	人権に関する視聴覚教材や図書等の貸出、効果的な研修プログラムの開発や研修手法の調査研究を行うと共に、人権問題に関する相談業務を行う。	・ビデオ貸出317本(視聴者数13,885名) ・図書貸出37冊 ・人権相談件数75件	5,971	人権同和对策課
		継続	6,641	
⑧ 人権啓発情報発信強化事業	県民に対して、人権問題や人権啓発に関する様々な情報を提供し、県民の自己啓発に資するとともに、人権問題への関心を深めてもらうことにより、県民への人権意識の高揚を図るため情報誌を発行する。	情報誌の発行年2回 (8,000部×2回=16,000部)	1,842	人権同和对策課
		情報誌の発行年2回 (6,000部×2回=12,000部)	2,601	
⑨ 人権啓発情報発信強化事業	宮崎県人権ホームページを作成し、人権及び人権啓発に関する様々な情報を適時・的確に提供することにより、県民の人権意識を高め、人権に関する多様な学習機会を提供する。	ユーザー数(閲覧者数)10,293人 表示回数(アクセス数)26,265件	1,307	人権同和对策課
		継続	548	
⑩ 人権啓発資料作成事業	「ファミリーふれあい」(小学生用、中学生用、高校生用)を作成し、小・中・高校の1年生を対象に配付することにより、学校・家庭での活用を図り、児童生徒の人権意識の高揚を目指す。	・小学生用 11,000部 ・中学生用 11,300部 ・高校生用 7,650部	3,889	人権同和と教育・生徒指導課
		・小学生用 10,700部 ・中学生用 11,100部 ・高校生用 7,750部	3,889	
取組項目(14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進				
①	*県の作成する広報、出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	男女共同参画の視点からの公的広報に係る留意点について、知事部局及び各種委員会に通知するとともに、各職員については、全庁揭示版により周知。	*	全部局
		継続	*	
②	学校における情報教育を通して、様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度の育成など、メディア・リテラシーの育成・向上に努める。	特別活動や教科教育(特に公民・情報)において、人権や情報モラルに係る学習内容の指導を実施	*	高校教育課 義務教育課
		継続	*	

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(令和7年9月末現在)

施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進				
① 男女共同参画センター 管理運営委託費 (再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
② 啓発資料整備事業 (再掲)	上記のとおり(13)②		(1,319)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(1,319)	
③ 人権に関する作品募集	小中高生から作文、図画・ポスターを募集し、優秀作品を表彰する。また、優秀作品を掲載した作品集、リーフレットを作成し関係機関に配布する。	・作文4,554点 ・図画・ポスター1,762点 ・作品集2,800部 協働委員会、教育関係団体等	1,187	人権同和対策課
		継続	1,023	
④ 青少年健全育成条例運営推進事業	「宮城県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の非行防止と健全育成を推進する。	青少年健全育成条例に基づく表彰 6名 有害図書類等に関する立入調査 延べ210件 図書類等自販機調査 延べ40件	1,816	こども家庭課
		継続	1,816	
⑤ みやざきキャリア教育 充実事業	キャリア教育コーディネーターを任用することで、市町村がキャリア教育体制を確立するための支援を行うとともに、児童生徒のキャリア形成支援の取組を強化し、県内各地域の将来を担う人材育成の支援を行う。	・キャリア教育コーディネーター(5名)による支援…582件 よのなか教室(職業人講話)…19件 ひなた場(対話型キャリア教育プログラム)…29件 探究的な学びのへ支援…123件 ・県立学校キャリア教育推進リーダー対象研修…2回	12,974	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
		・キャリア教育コーディネーターの配置(5名) ・よのなか教室の実施 ・ひなた場(対話型キャリア教育プログラム)実施 ・キャリア教育推進リーダー対象研修の実施(全2回)	13,764	
⑥ 宮崎で活躍!高校生県内就職促進事業(R5~R6) 県内就職促進パワーアップ事業(R7~R9)	県内7地区に就職エリアコーディネーターを配置し、学校と企業のネットワークを強化する。県立学校において、インターンシップ、企業見学、職業講話、デュアル教育システムを実施するための支援を行う。	・コーディネーター訪問企業数 1,974社 ・企業見学会参加者数 生徒 2,755人 ・県立高校就職決定者の県内比率 64.6%(県立高校生のみ)	38,948	高校教育課
		・就職支援エリアコーディネーターの配置 ・エリアネットワーク会議の開催 ・インターンシップ、企業見学会、職業講話、デュアル教育システムの実施	77,638	
⑦	共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進する。	—	*	スポーツ振興課
		—	*	
⑧みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業	子どものいのちを守るための教育の普及、啓発、推進と子どもの人権を守るための研究の推進や指導者研修の実施、参加をとおして、自分や他の人のかけがえない「いのち」を大切にすること、子どもの育成や自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子どもの育成を目指す。	・SOSの出し方に関する教育推進校 公立小中・県立学校 8校 ・人権教育推進校における人権教育の推進 公立小・中・県立学校 8校、 人権教育研究指定校(国)における人権教育の推進校 県立中学校 1校	3,889	人権同和教育 ・生徒指導課
		・SOSの出し方に関する教育の実践及びハンドブックの改定 SOSの出し方に関する教育推進校(県) 公立小・中・義務・県立学校 8校 ・人権教育推進校(県)における人権教育の推進 公立小・中・県立学校 9校	3,359	
⑨ 少年サポートセンター 運営事業費	児童が使用する携帯電話のフィルタリング普及、インターネット、携帯電話の使用に絡む児童被害防止のための広報・啓発を推進する。	広報用チラシの作成、配布(R7年3月配布) 25,000枚	99	警察本部 生活安全少年課
		広報用チラシの作成、配布(R8年2月配布予定) 25,000枚	99	

取組項目(16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実			
① 男女共同参画センター 管理運営委託費 (再掲)	上記のとおり(3)①	(39,844)	生活・協働・男女参 画課 女性活躍推進室
		(40,304)	
② 啓発資料整備事業 (再掲)	上記のとおり(13)②	(1,319)	生活・協働・男女参 画課 女性活躍推進室
		(1,319)	
③ 集中啓発事業(再掲)	上記のとおり(12)②	(11,612)	人権同和対策課
		(12,625)	
④ 人権啓発研修事業(再 掲)	上記のとおり(13)⑤	(4,311)	人権同和対策課
		(4,311)	
⑤ 人権啓発専門員設置事 業(再掲)	上記のとおり(13)⑦	(5,971)	人権同和対策課
		(6,641)	
⑥ 生涯学習ホームページ 「みやざき学び応援 ネット」(再掲)	上記のとおり(3)⑤	(1,958)	生涯学習課
		(1,958)	

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

3 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

(令和7年9月末現在)

施策分野7 女性に対するあらゆる暴力の根絶				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(17) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり				
① 男女共同参画センター管理運営委託費(再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
② 啓発資料整備事業(再掲)	上記のとおり(13)②		(1,319)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(1,319)	
③ 安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業	保育所、学校、自治会等の要請を受け、防犯訓練(不審者侵入対策)や地域安全活動の具体的な取組方法、女性・子供に対する暴力(DV、性犯罪、児童虐待等)の未然防止について専門的なノウハウを持つアドバイザーを派遣する。	*3法人に委託 *100回/年派遣	2,709	生活・協働・男女参画課
		*3法人に委託 *100回/年派遣	2,709	
④ 被害者への援助措置	希望者に対する「防犯機材」の貸出	○GPS付緊急通報装置の貸出し状況 ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案 3件 ・ストーカー事案 4件	119	警察本部 人身安全対策課
		○防犯機材を適宜活用し、被害者等の安全確保、被害の未然防止・拡大防止を図る。	119	
⑤ 「犯罪から女性や子供等弱者を守る」広報事業	女性や子どもを犯罪から守るため、防犯ボランティア団体によるパトロール活動等を支援し、防犯講話等の広報活動を実施する。	○防犯ボランティア活動への支援事業 ・パトロール用反射ベスト(在庫)で継続対応 ・防犯講話の実施	*	警察本部 生活安全少年課
		継続	*	
⑥ 相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部及び各警察署における適切な相談受付	幅広い相談受理、迅速・的確な対応により、被害者等の安全確保、被害の未然防止・拡大防止を図る。 ○ストーカー・DV事案の対応状況 ・ストーカー事案相談等件数 490件 ・DV事案相談等件数 947件 ○DV事案対応状況 ・保護命令件数 42件 ○ストーカー警告等状況 ・警告 67件 ・禁止命令 33件 ○検挙件数 ・ストーカー事案 55件 ・DV事案 62件	*	警察本部 人身安全対策課
		○幅広い相談受理、迅速・的確な対応により、被害者等の安全確保、被害の未然防止・拡大防止を図る。	*	

取組項目(18) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実				
① 男女共同参画センター 管理運営委託費 (再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
② 啓発資料整備事業 (再掲)	上記のとおり(13)②		(1,319)	生活・協働・男女参画課
			(1,319)	
③ 女性保護事業費	家庭関係の破綻や生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題に直面している女性の相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、保護が必要な場合は施設で自立のための指導援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター相談受付状況 相談件数合計1019件 (うち夫等の暴力603件) ※女性相談支援センター 宮崎市霧島1-1-2 TEL 0985-22-3858 ※女性自立支援施設(県立きりしま寮) 	44,979	こども家庭課
			継続	50,199
④ 配偶者暴力相談支援センター運営事業(女性保護事業費の一部)	<p>女性相談支援センターにおいて暴力相談支援センターとしての機能を果たすことにより、配偶者からの暴力被害者の指導、支援を行う。</p> <p>①相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援員の配置(4名) ・電話相談員の配置(2名) ・DV被害者自立支援員の配置(1名) ・精神科嘱託医・カウンセラーの配置(各1名) <p>②関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難女性支援法に基づく支援調整会議及びDV防止法に基づく協議会の設置 <p>③各市町村における、DV相談窓口の明確化や市町村・県出先機関職員への研修の実施、市町村困難女性支援基本計画等策定の促進など、地域の実情に応じたDV対策への取組を支援する。</p>	<p>DV被害者支援関係機関等と意見交換、事例検討等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議1回、・実務者会議3回 ・個別ケース検討会議6回 	19,901	こども家庭課
			継続	22,422
⑤	県営住宅の入居抽選にあたって、居住の安定を図る必要があるDV被害者世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施する。	-	*	建築住宅課
			*	
⑥ DV被害者等保護対策事業	DV事案やストーカー事案等の被害者の居宅等に、捜査用カメラを設置し、同種事案の発生を防止するとともに被害者の精神的負担を軽減し、保護対策の充実を図る。	<p>○捜査用カメラの設定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案 34件 ・DV事案 4件 	*	警察本部
			<p>○幅広い相談受理、迅速・的確な対処により、被害者等の安全確保、被害の未然防止・拡大防止を図る。</p>	*

取組項目(19) セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進				
① 性暴力被害者支援センター運営事業	性暴力被害者支援センター「さぼーとねつと宮崎」において、性暴力被害者が被害直後からの総合的支援を可能な限り1か所で受けられるようにすることにより、心身の負担を軽減し、その回復を図るとともに、警察への届出を促進し、被害の潜在化を防止する。	性暴力被害者支援センター「さぼーとねつと宮崎」を平成28年7月1日開設 ・相談電話 0985-38-8300 ・月曜日から金曜日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) ・電話・面接・メール相談472件 カウンセリング93件	17,070	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
		・継続	15,041	
② 男女共同参画センター管理運営委託費(再掲)	上記のとおり(3)①		(39,844)	生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室
			(40,304)	
③	県職員に対するセクシュアルハラスメント防止のため、相談員(所属長等、連絡調整課課長補佐、人事課職員)を配置するとともに外部受付窓口(弁護士)を設置して迅速かつ適切な対応を図るほか、研修・会議等を通じて職員への周知や意識啓発を図る。	・相談窓口等の設置 相談件数 1件 ・ハラスメントに関する研修会の実施 計25回(1,201名)	264	人事課 行政改革推進室
		継続	264	
④	宮崎労働局と連携し、事業所等でセクシュアルハラスメント防止対策が促進されるよう啓発に努める。	厚生労働省作成のパンフレットを関係機関へ配布	*	雇用労働政策課
		継続	*	
⑤ 学校におけるコンプライアンス(セクハラ含む)の推進	学校におけるセクシュアルハラスメント防止に向けた研修会等の実施を推進する。また、教職員課によるセクシュアルハラスメント防止に向けた研修会の充実を図る。	○各学校における取組 ・全学校が一斉に服務規律強化に取り組む月間を年2回(7月、11月)設定 ・県教委が配付した校内研修資料を活用し、参加型の研修を取り入れるなど、研修内容や方法を工夫して校内研修を実施 ○県教育委員会における取組 コンプライアンス研修会実施 ①県立学校長対象(1回) ②県立学校副校長・教頭対象(1回実施) ③県立学校事務長対象(1回実施) ④県立学校への訪問研修(2年に1度、49校で実施) ⑤市町村立学校への訪問研修(69か所で実施) ⑥市町村立学校副校長・教頭対象(1回実施) ○若手教職員に対する指導の充実		* 教職員課
		継続	*	
⑥ 犯罪被害者支援推進事業	被害者等の精神的・経済的負担の回復・軽減を図るための施策、被害者等の安全確保のための施策等、被害者等の視点に立った各種施策を推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、官民一体となって被害者等の支援を行う。 特に女性の被害者等に対しては、被害者等が希望する性別の警察官による事情聴取・付添など、よりきめ細かな支援を行っている。	○精神的負担の軽減等に関する施策 ・「被害者の手引」や「リーフレット」等による情報提供 ・性犯罪相談窓口などによる各種相談の適正な受理 ・指定被害者支援要員による事件直後の被害者等に対する説明・付添等の各種支援 ・被害者等を対象とした警察通報専用携帯電話の貸与制度 ・性犯罪事件など女性被害の犯罪捜査を担当する特別指定捜査員(女性警察官)の配置 ○経済的負担の軽減等に関する施策 ・身体犯被害者の初診料・診断書料・死体検案書料の一部公費負担制度 ・性犯罪被害者の初診料・診断書料・性感染症検査費用・緊急避妊費用の公費負担制度 ・一時居住場所確保に要する経費の公費負担制度等 ○関係機関・団体との連携 ・宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会及び警察署単位の犯罪被害者等支援連絡協議会との連携による情報交換や広報啓発活動 ・宮崎県弁護士会及び公益社団法人みやざき被害者支援センターとの連携による被害者支援活動		* 警察本部県民広報課
		継続	*	
⑦ 犯罪被害者等早期援助団体への業務委託事業	一部業務委託を行っている公益社団法人みやざき被害者支援センターは、社会全体の被害者支援意識の高揚と被害者等の被害の早期回復や軽減のために活動する民間の被害者支援団体であり、被害者だけでなく、その家族、遺族に対して様々な支援活動を行っている。	○相談・カウンセリング事業 ・専門相談員による電話・面接相談等 288回 ・臨床心理士等によるカウンセリング 65回 ○直接支援事業 ・裁判関連支援 18回 ・検察庁関連支援 6回 ・警察関連支援 1回 ・弁護士相談付添支援 13回 ・カウンセリング付添支援 1回 ・自助グループ支援 3回 ・その他(物品供与・貸与等) 3回 ○被害者支援に関する理解の増進等に係る事業 ・ポスター、リーフレット等の広報物を作成・配付 ・一行詩「生命のこえ」コンテストの開催 ・中学校・高校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ○支援活動員等の技能取得研修事業 支援活動員等の人材育成のための講習の実施等	10,661	警察本部県民広報課
		継続	10,661	

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

3 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

(令和7年9月末現在)

施策分野 8 生涯を通じた女性の健康支援				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度予算額(千円)	
取組項目(20) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援				
① プレコンセプションケア支援事業	各ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施するとともに、性と健康の相談センターにおいて女性特有の健康問題など性と生殖に関する相談に応じ、プレコンセプションケアの正しい知識の普及啓発や、正しい健康行動を促すことで、県民の健康の保持増進、健やかな妊娠・出産・育児の推進を図る。 望ましい妊娠・出産に有効な施策の推進を図るとともに、予期しない妊娠の防止に関する研修及び普及啓発を行う。 不妊専門相談センターにおいて不妊に悩む夫婦に対して、心のケア、不妊治療を伴う処置、検査、予後等について適切な情報提供を行う。	・女性専門相談 161件 ・医療機関での避妊指導の実施、パンフレットの作成、健康教育 ・不妊専門相談 77件 ・健やか妊娠推進のための研修会 3回 ・妊娠総合相談 18件	15,289	健康増進課
		継続	17,480	
② 不妊治療費等助成事業	子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくりを推進するため、不妊治療等を受ける夫婦に対し経済的支援を行う。	・妊活スタート応援事業(不妊検査助成事業実施市町村に対する補助事業) 助成実績 14市町村 488件 ・不妊治療費支援事業 給付件数 2,582件	158,485	健康増進課
		継続	158,919	
③ 安心してお産のできる体制推進事業	地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の研修会を実施するとともに、相互のネットワークを強化し、周産期母子医療センターの運営を支援することにより、安心してお産ができる体制の一層の推進を図る。	・周産期ネットワーク強化事業の実施 ・周産期保健医療体制充実のための研修会 ・地域周産期母子医療センター運営事業 ・周産期医療協議会 1回	159,070	健康増進課
		継続	159,273	
④ 利用者支援事業(こども家庭センター型)	母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持と増進に関する包括的な支援を行う。また、すべてのこどもと家庭に対して、虐待の予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。	こども家庭センター等の設置、運営に必要な費用等を補助(R6実績24市町村:宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	62,737	こども家庭課
		継続	61,362	
⑤ 「生きる力」を育む健康教育推進事業	児童生徒が性や妊娠・出産を含む個々の健康課題に、生涯を通じて適切に対応できるように、専門医による講話や相談を実施する。	○学校への専門医派遣 ・県内中学校及び県立学校に産婦人科医・精神科医・皮膚科医・泌尿器科医を派遣(32校へ派遣) ・児童生徒、教職員、保護者に対する啓発や相談活動を実施 ○専門医による性に関する相談 ・児童生徒等からの電話・メール等による相談に対し産婦人科医が対応(相談件数:19件)	2,038	スポーツ振興課
		○小・中・県立学校34校に派遣予定(うち高等学校23校に産婦人科医を派遣予定)	1,961	

取組項目(21) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進				
① プレコンセプションケア支援事業	思いがけない妊娠や人工妊娠中絶の減少のため、助産師や大学生が性に対する正しい知識や命の大切さを伝え、主体的な行動変容を促すため、思春期教育に取り組む。	・ピアカウンセリング講座 20校、992人 ・健やか妊娠のための健康教育 66校 6,680人	(20)-① に含む	健康増進課
		継続	(20)-① に含む	
② 宮崎県母子保健運営協議会	地域における母子保健業務の総合的・効果的な実施及び母子保健対策の今後のあり方等について協議し、地域母子保健の向上を図る。	宮崎県母子保健運営協議会 1回	(20)-③ に含む	健康増進課
		継続	(20)-③ に含む	
③ 母子保健の研修及び指導	母子保健に関する研修への参加及び研修会等の実施により、母子保健関係者の資質の向上を図る。	・妊娠出産包括支援事業研修会 1回 ・専門研修派遣	1,478	健康増進課
		継続	1,478	
④ 健康づくり推進センター事業の一部	健康づくりの専門的・技術的中核施設として、健康づくりに携わる人材育成、健康づくりにおける情報発信・調査研究、がん検診の受診率向上及び精度管理を行う。	・母子保健指導員研修事業 研修会 1回	68,237	健康増進課
		継続	68,237	
⑤ 妊産婦における歯科保健対策事業	妊婦の歯周病予防やむし歯予防により、妊産婦及び生まれてくる子どもの歯の健康づくりに寄与する。	・市町村妊婦歯科健康診査事業費補助金 8市町 ・研修会 1回 ・リーフレット作成による妊婦歯科健診受診勧奨	2,632	健康増進課
		継続	2,632	
⑥ 宮崎国スポ強化戦略プロジェクトの一部	女性アスリートへの医療費の補助、女性特有の健康課題等に関する研修会の開催を通して、女性アスリートや女性指導者がより迅速に強化活動に取り組めるような環境づくりをサポートする。	-	-	競技力向上推進課
		・女性アスリートへの医療費補助 ・女性特有の健康課題等に関する研修会 3回	2,332	
取組項目(22) 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進				
① 薬物乱用防止推進事業	覚醒剤・シンナー等の薬物乱用についての相談窓口を県保健所に設置し、相談に応じる。 また、薬物乱用防止指導員を民間10団体の310名に依頼し、薬物乱用防止について啓発活動を展開する。	・薬物乱用防止教室 67回 ・ラジオ・テレビ放送及び広告等による啓発 4回 ・窓口相談件数 25件	3,417	業務感染症対策課 業務対策室
		継続	3,117	
② 総合的ながん対策推進事業の一部	女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図る。	・動画作成・SNS掲載等・情報誌広告によるがん検診受診呼びかけ ・がんサロン（ふらっとカフェ）の運営委託	917	健康増進課
		継続	917	
③ 健康づくり推進センター事業の一部（再掲）	健康づくりの専門的・技術的中核施設として、健康づくりに携わる人材育成、健康づくりにおける情報発信・調査研究、がん検診の受診率向上及び精度管理を行う。	・がん情報分析・発信事業 「がんネットみやざき」ホームページでの情報発信 ・がん検診受診促進事業 （がん検診受診率向上プロジェクト） ・ピンクリボン活動みやざき（県庁ライトアップ、啓発グッズの作成・配布、SNS等を活用した啓発） ・生活習慣病検診管理指導協議会運営事業 乳がん部会、子宮頸がん部会の実施	(68,237)	健康増進課
		継続	(68,237)	
④ みやざきレッドリボン事業	エイズ感染者の人権に十分配慮し、エイズに対する正しい知識の普及啓発を推進し、県民のエイズ感染防止を図る。	・啓発CMの作成、テレビ・街頭ビジョン（一番街、延岡駅前）での放映、SNS掲載 ・ポスターの作成、企業等への配布 ・街頭キャンペーンの実施（啓発資材配布）	4,300	業務感染症対策課
		継続	4,300	
⑤ 特定感染症対策事業	保健所で実施しているエイズ相談・検査に加え、性器クラミジア、淋菌、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、HTLV-1についても相談及び検査を匿名・無料で実施することで、エイズやその他の特定感染症の発生予防及びまん延防止を図る。	検査件数2,015件 相談件数6,169件	2,871	業務感染症対策課
		継続	4,457	

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

3 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

(令和7年9月末現在)

施策分野9 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度 予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度 予算額(千円)	
取組項目(23) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援				
① 「子どもたちの夢・挑戦」応援事業	宮崎県子どもの貧困対策協議会の開催や、中高生の進学・就職に関する支援制度などをとりまとめた「桜さく成長応援ガイド」の作成などにより、支援の充実を図る。	①協議会の開催 1回 ②桜さく成長応援ガイドの配布 70,000部 ③子どもの貧困対策人材育成研修 延べ参加者数 430人	5,460	こども家庭課
		継続	5,460	
② ひとり親家庭等地域支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象として、修学や病気等で一時的に日常生活を営む上で支障が生じた場合などに「家庭生活支援員」を派遣したり、家計管理講習会や子どもの生活・学習支援を実施することにより、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 9市町 ・家計管理・生活支援講習会等事業 0市 ・ひとり親家庭情報交換事業 1市 ・こどもの生活・学習支援事業 2市	11,652	こども家庭課
		継続	11,271	
③ 母子父子自立支援員・母子父子福祉協力員設置費	ひとり親家庭の父・母及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員、並びに母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導等にあたる母子・父子福祉協力員を設置することにより、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図る。	母子・父子自立支援員相談受付延べ件数 5,371回	16,257	こども家庭課
		継続	17,864	
④ 母子等福祉強化推進事業	就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講習会等の実施により、母子家庭の母等の就業を支援し、経済的自立を促進するとともに、母子福祉団体の育成と活動強化を図る。	・巡回就業相談 7地区 ・就業支援講習会 3箇所	15,566	こども家庭課
		継続	16,449	
⑤ ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図る。	61,280件	241,720	こども家庭課
		継続	254,973	
⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立並びに児童の福祉の向上を図る。	・貸付総額 72,575千円 ・貸付件数 174件	198,883	こども家庭課
		継続	150,444	
⑦ ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業	主体的に職業能力開発に取り組むひとり親家庭の母・父に対して給付金等を支給することにより、就業の効果的な促進、自立の支援を図る。	・自立支援教育訓練給付金 0件 ・高等職業訓練促進給付金 17件	23,040	こども家庭課
		継続	23,040	
⑧	県営住宅の入居抽選にあたって、居住の安定を図る必要があるひとり親世帯、多子世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施する。	—	*	建築住宅課
		—	*	

取組項目(24) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備				
① ユニバーサルデザイン普及啓発事業	平成20年3月に策定した「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、県総合計画に掲げる「快適で人にやさしい生活・空間づくり」を進めるため、ユニバーサルデザインの普及・啓発等を行う。	・県庁HP等を活用した普及・啓発を実施。		* 総合政策課
		継続		*
② 人権啓発研修事業(再掲)	上記のとおり(13)⑤		(4,311)	人権同和対策課
			(4,311)	
③ 人権啓発情報発信強化事業(再掲)	上記のとおり(13)⑥、(13)⑨		(3,149)	人権同和対策課
			(3,149)	
④ ともに支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会推進事業(研修事業分)	・市町村の包括的支援体制の中核的役割を担う地域福祉コーディネーター等の人材育成や研修等を行う事業。	地域福祉コーディネーター等の研修 ・スキルアップ研修 49人 ・地域共生社会推進研修(包括支援体制推進編)64人 ・地域共生社会推進研修(プラン作成編)45人	2,600	福祉保健課
		・地域福祉コーディネーター等の研修	2,600	
⑤ 「介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業」	地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域包括支援センターへの現地研修及び市町村等への支援を行う。	・リハビリ専門職等の派遣調整 735名 ・地域包括支援センターへの現地研修 4市 ・研修会の開催 1回	29,544	長寿介護課 医療・介護連携推進室
		・リハビリ専門職等の派遣調整 ・研修会の開催 1回予定	29,918	
⑥ 高齢者権利擁護支援事業	地域包括ケアシステムの構築を推進するため、宮崎県高齢者権利擁護支援センターにおいて、高齢者虐待防止、成年後見制度の活用などの権利擁護について支援を行う。	・高齢者虐待対応専門職チーム派遣 21件 ・高齢者虐待相談 23件 ・成年後見制度に関する相談支援 22件	23,784	長寿介護課 医療・介護連携推進室
		継続	23,784	
⑦ 人にやさしい福祉のまちづくり事業	障がい者や高齢者をはじめ全ての人々が、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、様々な社会活動に積極的に参加できる社会を実現するために、「人にやさしい福祉のまちづくり」に関する啓発・広報等を行い、その推進を図る。	・条例に基づく適合証交付件数 13件	4,021	障がい福祉課
		継続	6,022	
⑧ 障がい者福祉サービス従業者養成研修事業	相談支援専門員及びサービス管理責任者等を継続して養成することにより、障がい者の自立支援体制の充実及び障がい福祉サービスの安定供給を図る。	・相談支援専門員初任者等研修 受講者 248人 ・サービス管理責任者等研修 受講者 745人 ・ピアサポーター養成研修 受講者 51人	6,233	障がい福祉課
		継続	6,825	
⑨ 障がい福祉サービス事業所施設整備事業	障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活の場として大きな役割を担うグループホームの充実を図る。	実績なし	36,000	障がい福祉課
		継続	18,900	
⑩ 障がい者雇用理解促進事業	企業の障がい者雇用に対する理解を深めるとともに、障がい者の一般就労に対する意欲の向上を図ることにより、障がい者の雇用促進を図る。	・「ふれあい合同面接会」を宮崎・都城・小林・延岡地区で開催 参加企業71社、参加障がい者 285人 ・企業を対象とした雇用支援セミナーの開催 参加者 82人	611	障がい福祉課
		継続	652	
⑪ 障がい者就業・生活支援センター事業	県内各障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」又は「障がい者雇用コーディネーター」を設置し、障がい者一人ひとりのニーズに応じた雇用に関する相談、求職、職場定着等のきめ細やかな支援を行う。	登録者数 4,238人 就職件数 253件	43,163	障がい福祉課
		継続	43,163	
⑫ 障がい者委託訓練事業	就職を希望する障がい者に対し、民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職促進に資することを目的とする。	・知識・技能習得訓練コース ・実践能力習得訓練コース ・e-ラーニングコースの3コースを実施 受講者数 27人	17,409	障がい福祉課
		継続	18,071	

⑬ 障がい者差別解消推進事業	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する障がいを理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去に関する取組を推進する。	○地域別・体験イベント ・都市部で盲導犬体験イベントを実施。 ○障がい者差別解消への理解を深める研修会 ・研修会を3回実施（対面1回、オンライン2回）	4,501	障がい福祉課
		継続	4,741	
⑭ 障害者権利擁護センター運営事業	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等を踏まえ、障がい者虐待の防止等障がい者の権利擁護のための取組を行う。	○障害者虐待防止・権利擁護研修（R6受講者数実績） ①市町村担当者研修（虐待担当初任者等向け）32人 ②障がい者虐待防止・権利擁護研修（県研修） (a)共通研修（保育施設、医療機関従事者含む）447人 (b)分野別研修（施設管理者コース）187人 (c) # （施設従事者コース）237人 (d)虐待防止センター担当職員等研修 22人	8,524	障がい福祉課
		継続	8,524	
⑮ シルバー人材センター支援事業	就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供する役割を担っているシルバー人材センターを支援する。	宮城県シルバー人材センター連合会に対する補助金の交付	8,050	雇用労働政策課
		継続	8,050	
⑯ 多文化共生地域づくり推進事業	外国人住民が増加している中で、言語、文化、生活習慣、価値観などの違いを認めながら、地域住民と外国人住民が共に、地域の一員として協力し合う「多文化共生」の地域づくりを進めるため、県民に対する異文化理解の啓発や外国人住民の支援等を行う。	○異文化理解の啓発 ・「国際プラザニュース」発行 年12回、毎月3,500部/回 ・多文化共生アドバイザー派遣 派遣回数25回、受講者数1,474人 等 ○外国人住民支援 ・外国人災害サポートボランティア養成講座 実施回数3回、受講者数62人 ・外国人住民向け防災セミナー 実施回数2回、受講者数37人 等	31,330	国際・経済交流課
		○異文化理解の啓発 ・インターネットや広報誌等による情報提供 ・多文化共生アドバイザー派遣 ○外国人住民支援 ・外国人災害サポートボランティア養成講座 ・外国人住民向け防災セミナー	31,330	
⑰ 外国人材受入環境整備事業	外国人材の円滑な受入れ・共生を図るため、国や市町村、関係機関等と連携し、行政・生活全般に関する情報提供・相談対応を多言語で一元的に行う相談窓口を運営するとともに、外国人住民のニーズ等を踏まえ、日本語教育環境の総合的な体制を整備するなど、外国人住民への支援を行う。	○外国人住民等相談窓口運営 ・外国人住民等からの相談対応 相談件数270件、出張相談会等1回 ・外国人住民等への情報提供 ホームページ等による情報提供 生活情報印刷物の作成10,000枚 等 ○地域日本語教育体制整備 ・外国人住民のための日本語講座 実施コース数9コース、受講者数1,125人 ・地域日本語教室 実施回数2回、参加者数48人 ○外国人住民を支援する団体への補助 ・外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金 補助団体数11団体	40,941	国際・経済交流課
		○外国人住民等相談窓口運営 ・外国人住民等からの相談対応 ・外国人住民等への情報提供 ○地域日本語教育体制整備 ・外国人住民のための日本語講座 ・地域日本語教室 ○外国人住民を支援する団体への補助 ・外国人住民支援・交流等活動促進事業補助金	40,941	

⑮ 住宅確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅事業登録 閲覧	高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、 子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅等 に関する情報を登録し、広く提供することで 高齢者世帯等の居住の安定確保を行う。	・ R6年度登録 630戸 ・ 県全体の累計 10,034戸 ※宮崎市登録分を含む	*	建築住宅課
		継続	*	
⑯ サービス付き高齢者向 け住宅事業登録閲覧	バリアフリー構造で安否確認等のサービス が付いた住宅に関する情報を登録し、広く提 供することで、高齢者が安心して暮らすこと ができる環境の整備に取り組む。	・ R6年度新規登録 0件(0戸) ・ R6年度更新登録 5件(128戸) ・ 県全体の累計 28件(1,077戸) ※宮崎市登録分を含む	*	建築住宅課
		継続	*	
⑰	県営住宅の入居抽選にあたって、居住の安 定を図る必要がある高齢者世帯、障がい者世 帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇す る優先的選考を実施する。	—	*	建築住宅課
		—	*	
⑱福祉サービスの質の 向上支援事業	事業所の福祉サービスの質の向上に繋がる 第三者評価の研修等を実施し、評価機関の機 能充実を図ることを通じて、県民に提供され る福祉サービスの質の向上を図る。	○宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催 1回 ○宮崎県福祉サービス第三者評価調査養成・継続研 修の実施 ・養成研修：1回 6人 ・継続研修：1回 9人	1,011	指導監査・授課課
		継続	979	
⑳福祉サービス運営適 正化推進事業	事業者と利用者の話し合いでは解決困難な 福祉サービスに対して、中立公正な立場から 相談助言を行う福祉サービス運営適正化委員 会の運営を支援する。	○福祉サービス運営適正化委員会を設置する社会福祉 法人宮崎県社会福祉協議会に対する補助金の交付 ・苦情受付 55件 ・問合せ 4件	8,734	指導監査・授課課
		継続	10,431	

(注) 「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

3 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

(令和7年9月末現在)

施策分野 10 防災分野における男女共同参画の推進				
事業名	事業の概要	令和6年度実施結果	令和6年度 予算額(千円)	課(室)名
		令和7年度実施概要	令和7年度 予算額(千円)	
取組項目(25) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上				
① 自分を守る・地域を守る！ 地域防災力強靱化事業	自主防災組織や自治会組織等の中核となる 防災リーダーや防災士の育成を行う。	・自主防災組織活動カバー率 81.5% ・防災士資格取得試験合格者 515人 (うち女性295人)	36,188	危機管理課
		地域防災リーダーの養成・能力向上及び自主防災組織の活動強化	36,188	

2 第4次みやざき男女共同参画プランが目指す数値目標の進捗状況

1 重点指標

指標項目	目標値		基準値		現況値	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
1 県の審議会委員に占める女性の割合	8	50%	2	45.9%	6	42.9%
2 市町村の審議会委員に占める女性の割合	8	40%	2	24.8%	7	26.0%
3 固定的性別役割分担意識(「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような考え)にとらわれない人の割合	8	75%	2	61.3%	6	64.1%
4 社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	8	30%	2	12.6%	6	14.0%
5 県内民間事業所における育児休業取得率	8	男性 50%	2	男性 15.8%	6	男性 55.0%
		女性 100%		女性 97.0%		女性 98.2%
6 県内民間事業所における年次有給休暇の取得率	8	70%	2	54.5%	6	65.6%

2 取組指標

指標項目	目標値		基準値		現況値	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
施策分野1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
1 県職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合(知事部局)	8	20%	3	16.0%	7	21.4%
2 教職員の教頭以上及び主要なポスト職(教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事)に占める女性の割合	8	40%	3	28.4%	7	32.7%
3 全警察官に占める女性の割合	8	12%程度	3	9.4%	7	11.9%
4 県内民間事業所の管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	8	30%	2	20.0%	6	28.7%
5 みやざき女性の活躍推進会議会員企業数	8	450社	2	345社	6	385社
6 女性の農業委員割合	8	30%	2	16.2%	6	18.2%
7 農業協同組合(総合農協)の役員に占める女性の割合	8	10%(早期) さらに15%を目指す	1	8.7%	7	3.8%
施策分野2 就業環境の整備						
8 育児休業制度を就業規則に整備している事業所(従業員10人以上)の割合	8	100%	2	91.2%	6	92.7%
9 25~44歳の育児をしている女性の有業率	8	80%	29	72.8%	4	79.0%
施策分野3 働き方の見直しと仕事と生活の調和						
10 男性県職員の育児休業取得率(知事部局)	8	85%	2	17.6%	6	68.0%
11 「仕事と生活の両立応援宣言」を行う事業所数	8	1,800事業所	2	1,300事業所	6	1,720事業所
12 放課後児童クラブの受入人数	8	14,182人	3	12,893人	7	14,369人
13 保育所等の待機児童数	8	0人	3	1人	7	0人

指標項目	目標値		基準値		現況値		
	年度	数値	年度	数値	年度	数値	
施策分野4 様々な分野における男女共同参画の推進							
14	自治会長に占める女性の割合	8	10%	3	4.6%	7	5.4%
15	森林・林業女性の会「ひなたもりこ」登録者数	8	100人	3	87人	7	87人
16	認定農業者に占める女性の割合	8	9%	1	6.9%	5	7.7%
17	漁村女性部による食育等の活動数	8	20回	1	15回	6	39回
施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進							
18	宮崎県男女共同参画センターの利用者数(出前講座参加者等も含む)	8	15,000人	2	12,719人	6	14,889人
19	人権教育指導者養成研修会の受講者数(累計)	8	6,000人	2	5,420人	6	6,102人
施策分野7 女性に対するあらゆる暴力の根絶							
20	女性相談員を設置している市町村の数	8	10市町村	3	6市町村	7	8市町村
21	DV基本計画を策定している市町村の数	8	26市町村	3	23市町村	7	25市町村
22	セクシュアルハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合	8	100%	2	96.0%	6	100.0%
施策分野8 生涯を通じた女性の健康支援							
23	子宮がん(子宮頸)がん検診受診率	8	50%	1	41.6%	4	42.7%
24	乳がん検診受診率	8	50%	1	47.3%	4	46.2%
25	人工妊娠中絶率(女性人口千対)	8	6.2%	1	8.8%	6	7.1%
施策分野9 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備							
26	子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村	8	26市町村	2	22市町村	6	26市町村
27	法人後見に取り組む市町村社会福祉協議会数	8	16市町村	2	8市町村	7	16市町村
施策分野10 防災分野における男女共同参画の推進							
28	県内女性防災士の数	8	2,115人	3	1,353人	7	2,237人
29	消防団員に占める女性の割合	8	3.2%	3	3.0%	7	3.7%
推進体制							
30	庁内推進会議設置市町村の数	8	26市町村	3	24市町村	7	26市町村
31	女性の活躍に関する推進計画を策定している市町村の数	8	26市町村	3	19市町村	7	20市町村

第4章 市町村における男女共同参画施策の取組状況

1 各市町村の取組状況

令和7年4月1日現在

市町村名	条例		計画		女活法に基づく 推進計画		行政連絡会議		懇話会等		管理職 に占める 女性割合	議会議員 に占める 女性割合 ※1	審議会等 委員に 占める 女性割合 ※2	自治会長 に占める 女性割合 ※3
	有無	公布年月日	有無	現行計画の 策定年月	有無	現行計画の 策定年月	有無	設置年月日	有無	設置年月日				
宮崎市	○	H17.10.1	○	R6.3	○	R6.3	○	H7.6.30	○	H18.1.1	15.5%	20.5%	29.8%	7.6%
都城市	○	H18.9.22	○	R5.4	○	R5.4	○	H18.1.1	○	H18.12.4	25.0%	27.6%	31.7%	2.7%
延岡市	○	H16.3.30	○	R4.3	○	R4.3	○	H6.5.18	○	H16.4.1	14.0%	18.5%	33.4%	11.7%
日南市	○	H21.3.30	○	R3.3	○	R3.3	○	H21.6.1	○	H21.3.30	8.3%	22.2%	24.9%	1.3%
小林市	○	H18.3.20	○	R5.3	○	R5.3	○	H18.3.20	○	H18.8.30	15.6%	15.8%	23.8%	7.3%
日向市	○	H20.2.28	○	R4.3	○	R4.3	○	H6.11.21	○	H20.4.1	23.7%	15.0%	27.1%	6.5%
串間市	○	H18.3.28	○	R7.3	○	R7.3	○	H15.10.20	○	H18.4.1	23.1%	7.7%	24.4%	0.0%
西都市	○	H16.3.25	○	R6.3	○	R6.3	○	H8.11.18	○	H16.4.1	16.0%	20.0%	24.3%	0.0%
えびの市	○	H21.12.17	○	R6.3	○	R6.3	○	H13.5.10	○	H22.4.1	6.5%	21.4%	18.3%	4.7%
三股町	○	H26.6.27					○	H25.10.1	○	H25.11.1	26.7%	25.0%	22.8%	3.3%
高原町	○	H24.12.19	○	R6.4	○	R6.4	○	H23.3.7	○	H25.4.1	21.1%	30.0%	19.9%	0.0%
国富町	○	R4.3.14	○	R4.3	○	R4.3	○	H18.1.20	○	R4.4.1	6.3%	8.3%	23.6%	4.8%
綾町	○	H28.10.1	○	H29.3	○	H29.3	○	H28.10.1	○	H28.10.1	0.0%	30.0%	32.4%	9.1%
高鍋町	○	R2.3.23	○	H28.3			○	H17.9.30	○	H17.10.6	18.8%	14.3%	18.7%	データなし
新富町	○	R4.12.14	○	R5.3	○	R5.3	○	H24.8.28	○	H24.8.28	31.8%	16.7%	33.7%	0.0%
西米良村	○	H26.3.11					○	H26.4.1	○	H26.4.1	9.1%	0.0%	30.8%	0.0%
木城町	○	H29.3.21					○	H27.7.1	○	H29.3.21	6.7%	11.1%	16.4%	5.0%
川南町	○	H26.12.19					○	H19.8.25	○	H26.12.19	6.7%	38.5%	28.7%	16.7%
都農町	○	H31.3.14	○	R6.4	○	R6.4	○	H27.4.1	○	H30.11.30	33.3%	0.0%	16.7%	2.3%
門川町	○	R2.3.10	○	R6.4	○	R6.4	○	R5.5.16	○	R2.4.1	7.1%	7.1%	28.9%	4.9%
諸塚村	○	R6.10.1	○	R7.3	○	R7.3	○	R6.10.1	○	R6.10.1	22.2%	12.5%	21.7%	0.0%
椎葉村	○	H25.3.19	○	R5.4	○	R5.4	○	H24.9.1	○	H28.4.1	0.0%	0.0%	15.1%	0.0%
美郷町	○	H30.3.9	○	R7.3	○	R7.3	○	R元.11.1	○	R元.11.1	15.8%	0.0%	23.8%	0.0%
高千穂町	○	H27.10.1	○	R4.3	○	R4.3	○	H15.9.1	○	H27.10.1	18.8%	23.1%	27.1%	0.0%
日之影町	○	H29.3.2	○	H30.3	○	H30.3	○	H30.6.1	○	H29.8.24	14.3%	0.0%	16.9%	2.5%
五ヶ瀬町	○	R2.3.23					○	H21.1.19			18.2%	0.0%	17.5%	0.0%

制定済	策定済	策定済	設置済	設置済	合計	合計	合計	合計
26市町村	21市町村	20市町村	26市町村	25市町村	16.8%	14.8%	25.5%	5.4%

※1 令和6年12月31日現在

※2 広域で設置されている審議会等は含まない。(広域を含む県合計は26.0%)

※3 令和7年7月1日現在

2 各市町村の男女共同参画担当窓口

令和7年4月1日現在

市町村名	担当課・室名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
宮崎市	文化・市民活動課	880-8505	宮崎市橘通西1丁目1番1号	0985-21-1835	0985-20-1564
都城市	地域振興課	885-8555	都城市姫城町6街区21号	0986-23-2121	0986-21-3034
延岡市	男女共同参画推進室	882-0816	延岡市桜小路360番地2	0982-22-7056	0982-23-1145
日南市	地域自治課	887-8585	日南市中央通1丁目1番地1	0987-31-1118	0987-23-4391
小林市	市民課	886-8501	小林市細野300番地	0984-23-1141	0984-24-5063
日向市	地域コミュニティ課 人権・同和行政・男女共同参画推進室	883-8555	日向市本町10番5号	0982-66-1006	0982-54-8747
串間市	市民協働課	888-8555	串間市大字西方5550番地	0987-72-1111	0987-72-6727
西都市	市民課	881-8501	西都市聖陵町2丁目1番地	0983-32-1005	0983-43-1204
えびの市	総務課 人権啓発室	889-4292	えびの市大字栗下1292番地	0984-35-3711	0984-35-0401
三股町	総務課	889-1995	三股町五本松1番地1	0986-52-1112	0986-52-4944
高原町	総務課	889-4492	高原町大字西麓899番地	0984-42-2115	0984-42-4623
国富町	総合戦略課	880-1192	国富町大字本庄4800番地	0985-75-3126	0985-75-7903
綾町	総合政策課	880-1392	綾町大字南俣515番地	0985-77-3464	0985-77-2094
高鍋町	総務課	884-8655	高鍋町大字上江8437番地	0983-26-2001	0983-23-6303
新富町	総合政策課	889-1493	新富町大字上富田7491番地	0983-33-6012	0983-33-4862
西米良村	総務課	881-1411	西米良村大字村所15番地	0983-36-1111	0983-36-1204
木城町	総務財政課	884-0101	木城町大字高城1227番地1	0983-32-4725	0983-32-3440
川南町	総務課	889-1301	川南町大字川南13680番地1	0983-32-0871	0983-27-5879
都農町	総務課	889-1201	都農町大字川北4874番地2	0983-25-5710	0983-25-1029
門川町	総務課	889-0696	門川町平城東1番1号	0982-63-1140	0982-63-1356
諸塚村	総務政策課	883-1392	諸塚村大字家代2683番地	0982-65-1112	0982-65-0032
椎葉村	総務課	883-1601	椎葉村大字下福良1762番地1	0982-67-3201	0982-67-2825
美郷町	総務課	883-1101	美郷町西郷田代1番地	0982-66-3601	0982-66-3137
高千穂町	企画観光課	882-1192	高千穂町大字三田井13番地	0982-73-1207	0982-73-1234
日之影町	地域振興課	882-0401	日之影町大字七折9079番地	0982-87-3801	0982-87-3810
五ヶ瀬町	総務課	882-1295	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	0982-82-1700	0982-82-1720

I 第4次みやざき男女共同参画プランが目指す数値目標に係る統計資料

【重点指標1 関連】

■ 表1 県の審議会委員に占める女性の割合

各年度末現在

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
女性割合 (%)	45.9	46.6	45.6	46.3	45.9	45.9	44.4	43.9	43.6	42.9

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

【重点指標2 関連】

■ 表2 県内市町村の審議会委員に占める女性の割合

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
女性割合 (%)	23.5	22.9	23.3	23.5	24.8	25.6	26.2	26.2	26.9	26.0

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

※ 広域の審議会を含む。

※ 各市町村のデータについては53ページ参照

【重点指標3 関連】

■ 表3 固定的性別役割分担意識（「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え）にとらわれない人の割合

平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
42.2	54.8	57.7	53.1	59.9	56.1	59.3	61.3	62.5	64.7	63.6	64.1

資料：総合政策課「宮崎県県民意識調査」

※ 問(H26 から)：あなたは、『男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである』というような性別によって役割を固定化する(決めつける)考え方についてどう思いますか。

問(H25 まで)：あなたは、『男は仕事、女は家庭』という考え方についてどう思いますか。

答：1「賛成」、2「どちらかといえば賛成」、3「どちらかといえば反対」、4「反対」、5「どちらともいえない」(表3のデータは3又は4と回答した人の計)

【重点指標4 関連】

■ 表4 社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合

平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
15.1	12.3	12.6	14.8	15.1	15.0	11.9	12.6	16.2	14.9	13.4	14.0

資料：総合政策課「宮崎県県民意識調査」

※ 問：あなたは、社会全体で男女は平等になっていると思いますか。

答：1「男性の方が非常に優遇されている」、2「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、3「平等である」、4「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、5「女性の方が非常に優遇されている」、6「どちらともいえない」(表4のデータは3と回答した人の割合)

【重点指標 5 関連】

■ 表 5 県内民間事業所における育児休業取得率

		平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
割合 (%)	男性	6.9	0.7	2.9	5.6	10.2	15.8	16.6	25.8	36.4	55.0
	女性	91.4	90.7	89.4	82.7	91.8	97.0	97.6	98.4	98.5	98.2

資料：雇用労働政策課「労働条件等実態調査」（調査対象 県内約 1,200 事業所）

※ 各年 8 月末現在。調査日時点で最近 1 年間の状況。

【重点指標 6 関連】

■ 表 6 県内民間事業所における年次有給休暇の取得率

	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
平均付与日数	15.5	14.6	14.7	14.3	15.1	15.6	15.7	16.1	15.8	15.7
平均取得日数	7.1	6.7	6.7	7.0	7.5	8.5	8.8	9.1	9.4	10.3
取得率 (%)	45.8	45.9	45.6	49.0	49.7	54.5	56.1	56.5	59.5	65.6

資料：雇用労働政策課「労働条件等実態調査」（調査対象 県内約 1,200 事業所）

※ 各年 8 月末現在。調査日時点で最近 1 年間の状況。

【取組指標 1 関連】 県職員における女性の登用状況

■ 表 1-1 県職員に占める女性の割合 (知事部局)

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
職員総数	3,578	3,605	3,601	3,600	3,616	3,747	3,618	3,617	3,621	3,636
うち女性数	830	860	894	946	969	1,010	1,013	1,051	1,105	1,155
女性割合 (%)	23.2	23.9	24.8	26.3	26.8	27.0	28.0	29.1	30.5	31.8

■ 表 1-2 県職員の管理職 (課長級以上) に占める女性の割合 (知事部局)

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
管理職の職員総数	273	272	274	276	278	271	272	271	269	276
うち女性数	18	20	18	19	17	19	23	25	27	31
女性割合 (%)	6.6	7.4	6.6	6.9	6.1	7.0	8.5	9.2	10.0	11.2

■ 表 1-3 県職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合 (知事部局)

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
副主幹ポスト職以上の職員総数	1,409	1,410	1,412	1,401	1,434	1,415	1,375	1,343	1,355	1,318
うち女性数	158	161	180	197	216	227	241	257	267	282
女性割合 (%)	11.2	11.4	12.7	14.1	15.1	16.0	17.5	19.1	19.7	21.4

■ 表 1-4 県職員の管理職 (課長級以上) に占める女性の割合

(知事部局、病院局、教育委員会、各種委員会等)

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
管理職の職員総数	437	435	442	443	442	440	440	480	487	491
うち女性数	28	29	28	27	28	31	34	41	43	48
女性割合 (%)	6.4	6.7	6.3	6.1	6.3	7.0	7.7	8.5	8.8	9.8

※ 各種委員会等：人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局、企業局、警察本部

■ 表 1-5 県職員における女性の登用状況

令和7年4月1日現在

	部局名	職員総数			管理職員数			女性管理職員内訳		
		総数	内女性数	女性割合	総数	内女性数	女性割合	部長級	次長級	課長級
本 庁	知事部局	1,529	434	28.4	130	12	9.2	1	2	9
	病院局	25	5	20.0	1	0	0	0	0	0
	教育委員会	236	83	35.2	16	3	18.8	0	0	3
	その他	1,025	189	18.4	96	5	5.2	1	0	4
	合 計	2,815	711	25.3	243	20	8.2	2	2	16
出 先 機 関	知事部局	2,107	721	34.2	146	19	13.0	0	2	17
	病院局	1,623	1,133	69.8	58	7	12.1	0	0	7
	教育委員会	201	64	31.8	14	2	14.3	0	1	1
	その他	1,446	221	15.3	30	0	0	0	0	0
	合 計	5,377	2,139	39.8	248	28	11.3	0	3	25
計	知事部局	3,636	1,155	31.8	276	31	11.2	1	4	26
	病院局	1,648	1,138	69.1	59	7	11.9	0	0	7
	教育委員会	437	147	33.6	30	5	16.7	0	1	4
	その他	2,471	410	16.6	126	5	4.0	1	0	4
	合 計	8,192	2,850	34.8	491	48	9.8	2	5	41

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室調

※ その他は、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局、企業局、警察本部

【取組指標2関連】教職員における女性の登用状況

■ 表2-1 教職員に占める女性の割合

各年5月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
職員総数	8,444	8,482	8,511	8,572	8,596	8,630	8,647	8,625	8,951	8,457
うち女性数	4,143	4,201	4,250	4,366	4,410	4,463	4,504	4,502	4,666	4,480
女性割合(%)	49.1	49.5	49.9	50.9	51.3	51.7	52.1	52.2	52.1	53.0

■ 表2-2 教職員の校長に占める女性の割合

各年5月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
職員総数	395	389	388	387	383	379	377	376	376	374
うち女性数	39	40	37	32	28	32	39	44	49	55
女性割合(%)	9.9	10.3	9.5	8.3	7.3	8.4	10.3	11.7	13.0	14.7

■ 表2-3 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合

各年5月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
教頭以上及び主要なポスト職以上の職員総数	2,267	2,223	2,252	2,305	2,227	2,210	2,260	2,255	2,264	2,247
うち女性数	525	518	553	543	589	627	648	686	719	734
女性割合(%)	23.2	23.3	24.6	23.6	26.4	28.4	28.7	30.4	31.8	32.7

※ 主要なポスト職：教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

■ 表2-4 教職員における女性の登用状況

令和7年5月1日現在

区 分		合 計	校 長	副校長	教 頭	教諭等	教頭以上及び主要なポスト職
小学校	男 性	1,329	174	0	169	986	664
	女 性	2,381	32	1	69	2,279	442
	計	3,710	206	1	238	3,265	1,106
	女性割合	64.2	15.5	100.0	29.0	69.8	40.0
中学校	男 性	1,131	108	0	103	920	528
	女 性	934	11	0	24	899	218
	計	2,065	119	0	127	1,819	746
	女性割合	45.2	9.2	0.0	18.9	49.4	29.2
県立学校	男 性	1,517	37	6	55	1,419	321
	女 性	1,165	12	0	14	1,139	74
	計	2,682	49	6	69	2,558	395
	女性割合	43.4	24.5	0.0	20.3	44.5	18.7
全体	男 性	3,977	319	6	327	3,325	1,513
	女 性	4,480	55	1	107	4,317	734
	計	8,457	374	7	434	7,642	2,247
	女性割合	53.0	14.7	14.3	24.7	56.5	32.7

※ 教諭等：主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師・実習助手、寄宿舎指導員

※ 主要なポスト職：教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

資料：教職員課（在外教育施設派遣を除く）（事務主幹を除く）

【取組指標 3 関連】警察官に占める女性の割合

■ 表 3 全警察官に占める女性の割合

各年4月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
全警察官数	2,026	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034	2,034
うち女性数	132	141	151	162	179	192	204	218	234	243
女性割合 (%)	6.5	6.9	7.4	7.9	8.7	9.4	9.9	10.6	11.4	11.9

資料：警務課

※女性割合：女性警察官の人数÷（全警察官数＋育児休業者）

【取組指標 4 関連】

■ 表 4 県内民間事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合

各年8月末現在

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
管理職総数	5,028	3,010	4,335	4,206	4,074	4,321	4,513	4,383	5,142	4,784
うち女性数	734	576	731	879	772	863	972	1,015	1,248	1,371
女性割合 (%)	14.6	19.1	16.9	20.9	18.9	20.0	21.5	23.2	24.3	28.7

資料：雇用労働政策課「労働条件等実態調査」（調査対象 県内約 1,200 事業所）

【取組指標 5 関連】

■ 表 5 みやざき女性の活躍推進会議会員企業数

各年度末現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
会員企業数	198	283	316	344	345	350	365	374	385

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

※ みやざき女性の活躍推進会議発起会設立時（H27年3月17日） 35社

※ みやざき女性の活躍推進会議設立時（H27年10月19日） 126社

【取組指標 6 関連】

■ 表 6 農業委員に占める女性の割合

各年10月1日現在

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
農業委員総数	516	470	328	315	319	321	321	320	319	318
うち女性数	56	56	51	50	49	52	52	53	59	58
女性割合 (%)	10.9	11.9	15.5	15.9	15.4	16.2	16.2	16.6	18.5	18.2

資料：担い手農地対策課

【取組指標 7 関連】

■ 表 7 農業協同組合（総合農協）の役員に占める女性の割合

各事業年度末現在

事業年度	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
役員総数	264	263	263	256	252	79
うち女性数	23	23	23	24	23	3
女性割合 (%)	8.7	8.7	8.7	9.4	9.1	3.8

資料：団体指導検査課

※ R6.4.1 農協合併により役員総数及び女性役員数が減少

【取組指標 8 関連】

■ 表 8 育児休業制度を就業規則に整備している事業所（従業員 10 人以上）の割合

各年8月末現在

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
割合 (%)	83.8	82.7	87.1	86.4	88.7	91.2	90.7	92.7	92.2	92.7

資料：雇用労働政策課「労働条件等実態調査」（調査対象 県内約 1,200 事業所）

【取組指標 9 関連】

■ 表 9 25～44 歳の育児をしている女性の有業率

	25～44 歳の育児 をしている 女性総数			有業率 (全国 18 位)
	有業者	無業者		
R4 就業構造基本調査	39,100 人	30,900 人	8,200 人	79.0%

資料：総務省「就業構造基本調査」（5年に1回の調査）

※ 「育児をしている」とは、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいい、孫やおい・めい・弟妹の世話などは含まない。

※ 当該調査項目は、平成 24 年調査から追加されたもの。

【取組指標 10 関連】

■ 表 10 男性県職員の育児休業取得率

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
割合 (%)	3.0	2.9	3.9	8.5	9.8	17.4	17.6	26.3	44.0	52.9	68.0

資料：人事課

【取組指標 11 関連】

■ 表 11 「仕事と生活の両立応援宣言」を行う事業所数

各年度末現在

平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
451	510	581	891	1,069	1,145	1,227	1,300	1,379	1,508	1,616	1,720

※ 仕事と生活の両立応援宣言：雇用労働政策課が平成 18 年 10 月から実施。企業・事業所のトップから、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。

県では、宣言企業・事業所を登録し、宣言書を交付する。

【取組指標 12 関連】

■ 表 12 放課後児童クラブの受入人数

各年5月1日現在

平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
8,896	9,929	10,804	11,409	12,269	12,596	12,893	13,122	13,571	13,876	14,369

資料：こども政策課

※令和 2 年度は 7 月 1 日現在

【取組指標 13 関連】

■ 表 13 保育所等の待機児童数 各4月1日現在

令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
1	0	0	0	0

資料：こども政策課

【取組指標 1 4 関連】

■ 表 14 自治会長に占める女性の割合

各年4月1日現在 ※令和5年は7月1日現在

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
自治会長数	2,591	2,668	2,664	2,646	2,645	2,642	2,641	2,637	2,632	2,481
うち女性数	85	89	98	99	98	121	109	112	111	135
女性割合(%)	3.3	3.3	3.7	3.7	3.7	4.6	4.1	4.2	4.2	5.4

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

※ 各市町村のデータについては 53 ページ参照

※ 令和7年度の結果に高鍋町は含まない

【取組指標 1 5 関連】

■ 表 15 森林・林業女性の会「ひなたもりこ」登録者数 各年度末現在

令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
87	88	87	87	87

資料：山村・木材振興課

【取組指標 1 6 関連】

■ 表 16 認定農業者に占める女性の割合

各年度末現在

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5
認定農業者数	8,347	8,267	8,021	7,835	7,780	7,751	7,690	7,519	7,381	7,256
うち女性	501	482	467	456	471	537	556	557	566	560
女性割合(%)	6.0	5.8	5.8	5.8	6.1	6.9	7.2	7.4	7.7	7.7

資料：担い手農地対策課

※ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）を市町村から認定された者。なお、令和2年度より広域認定が開始されたことに伴い、令和2年度以降の認定農業者数は市町村認定及び県認定のみの人数となる。

【取組指標 1 7 関連】

■ 表 17 漁村女性部による食育等の活動数 各年4月現在

令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
15	0	5	28	25	39

資料：水産政策課

【取組指標 1 8 関連】

■ 表 18 宮崎県男女共同参画センターの利用者数

各年度末現在

平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
14,758	15,320	12,914	15,762	15,057	12,719	14,506	14,733	14,083	14,889

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

※ 利用者数：来所者数、電話件数、研修室等利用者数、相談件数及び各種講座と出前講座の参加者数

【取組指標 1 9 関連】

■ 表 19 人権教育指導者養成研修会の受講者数（累計）

平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
4,287	4,428	4,590	4,792	4,975	5,156	5,320	5,420	5,657	5,766	5,934	6,102

資料：人権同和・生徒指導課

※ 人権教育指導者養成研修会：市町村教育長、教育庁職員、指導主事等向けの研修会

【取組指標 2 0 関連】

■ 表 20 女性相談員を設置している市町村の数

平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
5	5	5	5	5	6	5	6	6	7	7	8

資料：こども家庭課

※ 女性相談支援員：困難女性支援法に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員

※ 設置市町村：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、えびの市、三股町、国富町

【取組指標 2 1 関連】

■ 表 21 DV基本計画を策定している市町村の数

平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
5	6	9	12	17	23	23	23	25	25	25	25

資料：こども家庭課

※ DV基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画で、平成19年改正により、市町村の策定が努力義務となった。

※ 策定市町村：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町

【取組指標 2 2 関連】

■ 表 22

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
全学校数	50	50	50	50	50	50	49	49	49	49
うち実施学校数	31	35	40	44	46	48	49	49	49	49
割合(%)	62.0	70.0	80.0	88.0	92.0	96.0	100	100	100	100

資料：教職員課

※ 全学校数については、24年度からカウントの仕方を変更

【取組指標 2 3 関連】

■ 表 23 子宮がん(子宮頸がん)検診受診率

年度	平 22	平 25	平 28	令元	令 4
受診率(%)	38.2	41.0	41.8	41.6	42.7

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（3年に1回の調査）

※ 平成22年までは「子宮がん」として、平成25年以降は「子宮がん(子宮頸がん)」として調査

※ 平成25年以降は「過去2年間」の受診率

【取組指標 2 4 関連】

■ 表 24 乳がん検診受診率

年度	平 22	平 25	平 28	令元	令 4
受診率(%)	39.5	45.3	44.7	47.3	46.2

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（3年に1回の調査）

※ 平成25年以降は「過去2年間」の受診率

【取組指標 2 5 関連】

■ 表 25 人工妊娠中絶率

年	令元	令2	令3	令4	令5	令6
(女子人口千対)	8.8	8.2	7.5	6.7	6.9	7.1

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

【取組指標 2 6 関連】

■ 表 26 子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数

令2	令3	令4	令5	令6	令7
22 市町村	23 市町村	25 市町村	25 市町村	25 市町村	26 市町村

資料：こども家庭課

【取組指標 2 7 関連】

■ 表 27 法人後見に取り組む市町村社会福祉協議会数 各年4月1日現在

令2	令3	令4	令5	令6	令7
8 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	16 市町村	16 市町村

資料：長寿介護課

※ 取り組む社会福祉協議会がある市町村：宮崎市、都城市、小林市、日向市、西都市、三股町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、椎葉村、日之影町

【取組指標 2 8 関連】

■ 表 28 県内防災士の数

各年4月末現在

年	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
県内防災士の数	3,105	3,710	4,198	4,766	5,304	5,646	6,147	6,674	7,088	7,603
うち男性	2,521	2,951	3,304	3,694	4,038	4,293	4,634	4,942	5,143	5,360
うち女性	584	759	894	1,072	1,266	1,353	1,513	1,730	1,942	2,237
うち性別不明								2	3	6

資料：危機管理課

【取組指標 2 9 関連】

■ 表 29 消防団員に占める女性の割合

各年4月1日現在

年	令3	令4	令5	令6	令7
消防団員の数	13,971	13,671	13,209	13,198	12,992
うち女性消防団員の数	421	432	473	468	484
割合(%)	3.0	3.2	3.6	3.5	3.7

資料：消防保安課

【取組指標 3 0 関連】

■ 表 30 庁内推進会議設置市町村の数

各年4月1日現在

年	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
(参考) 総市町村数	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
設置市町村数	20	21	22	23	24	24	25	25	25	26

資料：生活・協働・男女参画課 女性活躍推進室

※具体的な設置市町村については 53 ページ参照

【取組指標 3 1 関連】

■ 表 31 女性の活躍に関する推進計画を策定している市町村の数

各年4月1日現在

平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
0	3	8	13	18	19	23	23	23	20

資料：生活・協働・男女参画課

※ 女性活躍推進法（H27年9月施行）により、地方公共団体（都道府県、市町村）は、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされている。

※ 策定市町村：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町、新富町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町

II 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	
1945年 (昭和20年)	・国際連合創設	・衆議院議員選挙法改正公布 (初めて婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	・婦人の地位委員会設置	・日本国憲法公布 ・戦後第1回衆議院選挙(初めて婦人参政権行使)		
1948年 (昭和23年)	・世界人権宣言採択			
1952年 (昭和27年)	・婦人の参政権に関する条約採択			
1967年 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択			
1972年 (昭和47年)	・国連総会において1975年を際婦人年とすることを宣言	・「勤労婦人福祉法」成立、施行		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室業務開始 ・「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の成立(S51年施行) ・国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催		
国連婦人の十年 (1976～1985年)	1976年 (昭和51年)	・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	・「民法等の一部を改正する法律」(離婚復氏制度)の成立・施行	
	1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館(現:国立女性教育会館)開館 ・「国内行動計画前期重点目標」策定	
	1978年 (昭和53年)		・「宮崎県婦人関係行政連絡会議(現:宮崎県男女共同参画推進会議)」設置	
	1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		・県に青少年婦人科を設置し、婦人担当を配置 ・「婦人に関する意識等基礎調査」実施
	1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立(S56年施行)	・「宮崎県婦人問題懇話会」設置 ・「働く婦人の意識に関する調査」実施
	1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO「第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」を採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・第3次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える ・「家庭婦人の意識に関する調査」実施
	1982年 (昭和57年)			・「婦人に関する施策の方向—婦人行動計画—」策定

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界議のためのESCAP地域政府間準備会議開催(東京)	・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・「国籍法」の改正(父母両系主義の立場をとる。S60年施行)	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・生活保護基準額の男女差解消「国民年金法」改正(女性の年金権の確立、S61年施行) ・「男女雇用機会均等法」の公布(S61年施行) ・「女子差別撤廃条約」の批准	
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」公布(H4年施行)	・第4次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける ・女性青少年課へ課名変更 ・みやざき女性交流活動センター設置
1992年 (平成4年)	・地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催(リオデジャネイロ) ・環境と開発に関するリオ宣言「アジェンダ21」採択		・「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」策定
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議開催(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・「パートタイム労働法」公布、施行	
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際・人口開発会議開催(カイロ)	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会(政令)設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化、H11年施行) ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を批准	・「男女共同社会づくりのための調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(設置法公布、施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(H11年全面施行) ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひむか女性プラン」策定
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)ハイレベル政府間会議開催(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性青少年課に女性政策監を設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」制定 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正(H14年全面施行) ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける ・「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称 ・「宮崎県男女共同参画センター」設置
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「みやざき男女共同参画プラン」策定
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布(H17年施行) ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行 ・「宮崎県男女共同参画審議会」設置
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行 ・「育児・介護休業法」改正(H17年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年男女参画課へ課名変更
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連『北京+10』閣僚級会合開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 ・「宮崎県特定事業主計画」策定
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正(H19年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策宮崎県基本計画」策定
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(H20年施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「パートタイム労働法」改正(H20年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」策定 ・新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正(H21年施行) ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・協働・男女参画課へ課名変更
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(H22年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策宮崎県基本計画」改定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連『北京+15』記念会合開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 ・「宮崎県特定事業主行動計画(第2期)」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策の柱として、「男女共同参画社会の推進」を位置付ける
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」案採択(第56回国連婦人の地位委員会) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(H26年施行) ・「ストーカー規制法」改正、施行 ・「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)の中核に、「女性の活躍推進」が位置付けられる 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」案採択(第58回国連婦人の地位委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正(H27年施行) ・「次世代育成支援対策推進法」改正(H27年施行) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26.6.24閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策宮崎県基本計画」改定
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連『北京+20』会合開催(ニューヨーク) ・「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(H28年全面施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 ・「みやざき女性の活躍推進会議」設立 ・「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」策定
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(H29年施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(H29年施行) ・「ストーカー規制法」改正(H29年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」改定 ・性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」設置
2017年 (平成29年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次みやざき男女共同参画プラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 民法改正（女性の婚姻開始年齢引上げ、2022年施行） 	
2019年 (平成31年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（R元年公布） 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV対策宮崎県基本計画」改定
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連『北京+25』記念会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 「宮崎県特定事業主行動計画（第4期）」策定
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」改正（R3年施行） 「育児・介護休業法」改正（R4年・R5年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県犯罪被害者等支援条例」施行
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布・施行 「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次みやざき男女共同参画プラン」策定 「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」策定
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布・施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（R6年施行） 	
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正（R7年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV対策宮崎県基本計画」改定
2025年 (令和7年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連『北京+30』記念会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」改正（R7年・8年施行） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（R7年・8年施行） 「独立行政法人男女共同参画機構法」公布（R8年施行） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（R7年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活・協働・男女参画課に「女性活躍推進室」設置 「みやざき女性の活躍推進会議」設立10年 「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施

Ⅲ 男女共同参画関連用語解説

用語	解説
一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。
一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)	企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が301人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。
LGBT	女性の同性愛(Lesbian)、男性の同性愛(Gay)、両性愛(Bisexual)、性別にとられない在り方を持つ人(Transgender)の頭文字を取った総称。
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
クオータ制(割当制)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と家庭の両立応援宣言	本県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から平成42(2030)年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女子のエンパワーメントが掲げられている。
若年層の性暴力被害予防月間	毎年入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」とし、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するもの。 令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において決定された。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

用語	解説
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。
ジョブ・ローテーション	職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。
人権週間・人権啓発強調月間	1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、我が国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。 また、本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。
ストーカー行為	特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うこと。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。
男女共同参画苦情処理制度	宮崎県男女共同参画推進条例第14条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策などについての苦情の申出を受け付ける制度。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。
デュアル訓練	「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システム。座学と企業における実習訓練を実施する。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農山漁村女性の日	農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として3月10日を「農山漁村女性の日」として制定した。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
ピアカウンセリング	何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

用語	解説
ひなたMBA (みやざきビジネスアカデミー)	広い視野や戦略性など実践的で高度な経営理念を持って地域経済をけん引する産業人材を育成することを目的として、県、経済団体及び金融機関等が連携して体系的に実施する、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付けるための人材育成プログラムの総称。
ひなたの「とも活」推進月間	女性も男性も、ともにいきいきと活躍できる宮崎づくりを推進するため、令和7年度から新たに11月を本件独自の「ひなたの「とも活」推進月間」に制定。職場における女性活躍と、家事や育児の負担を分かち合う「とも家事」を一体的に啓発。
ファミリー・サポート・センター	急な残業や子どもの病気などに対応するため、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が会員登録し、地域において相互に助け合う有償ボランティア組織。
フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
放課後児童クラブ	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う制度。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。 例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
マミートラック	子育て中に重要な仕事を経験できず、その後もキャリアが形成できない状態。
みやざき学び応援ネット	県民の生涯学習の取組を支援するために、県内の各市町村、社会教育関係施設、文化施設、大学等から提供された情報をインターネットを通じ提供するシステム。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。 URL: http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義される。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個人々の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。
ワンストップ・サービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

IV 關係法令

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択：昭和54年12月18日（第34回国連総会）

発効：昭和56年9月3日

日本国署名：昭和55年7月17日

〃 批准：昭和60年6月25日

〃 効力発生：昭和60年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母

性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び

待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するため

のすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
施行：平成 11 年 6 月 23 日
改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 16 号
改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号
(※令和 8 年 4 月 1 日施行分を含め掲載)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性

別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

- 第 18 条** 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
- 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第 18 条の 2** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

- 第 18 条の 3** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第 19 条** 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第 20 条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

- 第 21 条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第 22 条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成27年9月4日法律第64号

施行：平成27年9月4日一部施行

平成28年4月1日全面施行

改正：平成29年3月31日法律第14号

改正：令和元年6月5日法律第24号

改正：令和4年3月31日法律第12号

改正：令和4年6月17日法律第68号

改正：令和7年6月11日法律第63号

(※令和8年4月1日及び10月1日施行分を含め掲載)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）

第3節 特定事業主行動計画（第19条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、

介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第19条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。
一 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
三 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲

げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第1号及び第2号に掲げる情報
- 二 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定

一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、令和 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

宮崎県男女共同参画推進条例

公布：平成 15 年 3 月 12 日条例第 9 号

改正：平成 16 年 3 月 26 日条例第 4 号

平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号

平成 24 年 3 月 29 日条例第 15 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 9 条—第 19 条）

第 3 章 宮崎県男女共同参画審議会（第 20 条—第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条）

附 則

男女が、個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち県民の共通の願いである。

宮崎県においては、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえつつ様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

このような中で、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力あふれるふるさと宮崎を築いていくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方を選択することができるよう、男女共同参画をより一層進めていく必要がある。

ここに、私たち宮崎県民は、協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

二 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

三 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との連携)

第7条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 性別による差別的取扱い

二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）

三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宮崎県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(事業者及び県民の理解を深めるための措置)

第10条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、基本理念に関する事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第12条 県は、農山漁村をはじめとする地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び県民の活動に対する支援)

第13条 県は、事業者及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第14条 知事は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は県民から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 知事は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、宮崎県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第16条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第18条 県は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合においては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第19条 知事は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 宮崎県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、宮崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。

二 第14条第3項の規定による苦情の申出の処理に関すること。

三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、知事に意見を述べるることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第22条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第25条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 5 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

注：表紙の「宮崎県男女共同参画標語及びシンボルマーク」について

標 語

宮崎県が平成15年度に募集し、応募のあった811作品の中で最優秀賞を受賞した、釘田栄子さん（宮崎市）の作品です。

シンボルマーク

宮崎県が平成15年度に募集し、応募のあった375作品の中で最優秀賞を受賞した、清野友貴さん（宮崎日本大学高校2年（当時））の作品です。

令和8年3月発行

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課女性活躍推進室
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL (0985) 26-7040 FAX (0985) 20-2221